

平成23年11月宮崎県定例県議会  
文教警察企業常任委員会会議録

平成23年12月7日～8日

場 所 第3委員会室

平成23年12月7日（水曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）
- 議案第14号 宮崎県スポーツ推進審議会条例
- 議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第36号 平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）
- 請願第11号 小・中・高の30人以下学級等の実現、義務教育費国庫負担制度の拡充・復元、学校給食費の無償化について、国に意見書の提出を求める請願
- 請願第12号 教職員の増員、障害児教育の充実、学級編制基準・学級編制基準日の改善、高校の納付金の軽減、災害・事故被災児への援助、安全・安心の学校を求める請願
- 請願第13号 全国一斉学力調査の廃止と教員免許更新制度の廃止について、国に意見書の提出を求める請願
- 報告事項
  - ・損害賠償額を定めたことについて（別紙1）
- 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査
- その他報告事項
  - ・サイバー犯罪の現状と対策について
  - ・新宮崎県総合自動車運転免許センターの業務開始について
  - ・宮崎県立高等学校教育整備計画について

- ・県立高校生の就職状況について
- ・第66回国民体育大会（おいでませ！山口国体）の結果について
- ・平成23年度各事業の上半期の状況について
- ・緑のダム造成事業実施記念植樹祭について
- ・企業局施設見学ツアー（工業用水道施設等）について

出席委員（7人）

委員 長	河野 哲也
副委員 長	後藤 哲朗
委員	中野 一則
委員	横田 照夫
委員	外山 衛
委員	井上 紀代子
委員	有岡 浩一

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	鶴見 雅男
警務部長	久米 一郎
警務部参事官兼 首席監察官	宮下 貴次
生活安全部長	上久保 岩男
刑事部長	椎葉 今朝邦
交通部長	長友 重徳
警備部長	日高 昭二
会計課長	古屋 圭一郎
警務部参事官兼 警務課長	武田 久雄
生活安全部参事官兼 生活安全企画課長	松井 宏益
生活安全部参事官兼 地域課長	山内 敏
総務課長	鬼塚 博美

少年課長 野辺 学  
交通規制課長 杉山 勝朗  
運転免許課長 坂元 正宏

議事課主査 本田 成延  
政策調査課主査 藤村 正

教育委員会

教 育 長 渡 辺 義 人  
教 育 次 長 亀 田 博 昭  
( 総 括 )  
教 育 次 長 飛 田 洋  
( 教育政策担当 )  
教 育 次 長 山 本 真 司  
( 教育振興担当 )  
総 務 課 長 安 田 宏 士  
政 策 企 画 監 高 田 昌 宏  
参事兼財務福利課長 福 永 展 幸  
学 校 政 策 課 長 長 濱 美 津 哉  
学 校 支 援 監 中 野 通 彦  
特 別 支 援 教 育 室 長 武 富 志 郎  
教 職 員 課 長 川 島 達 朗  
生 涯 学 習 課 長 津 曲 睦 己  
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 田 村 司  
文 化 財 課 長 田 方 浩 二  
人 権 同 和 教 育 室 長 中 原 邦 博

企業局

企 業 局 長 濱 砂 公 一  
副 局 長 持 原 道 雄  
技 監 相 葉 利 晴  
総 務 課 長 吉 田 親 志  
経 営 企 画 監 新 穂 伸 一  
工 務 課 長 本 田 博  
電 気 課 長 白 ヶ 澤 宗 一  
施 設 管 理 課 長 山 下 雄 一  
総 合 制 御 課 長 田 村 秀 秋

事務局職員出席者

○河野委員長 ただいまから、文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時2分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、本部長の説明を求めます。

○鶴見警察本部長 おはようございます。警察本部関係、本日もどうかよろしくお願い申し上げます。

ことしも残すところあと3週間余りとなりまして、慌ただしさも増してまいりましたけれども、県下の治安情勢は、現在のところ、比較的平穏に推移しているところでございます。これから、年末年始にかけまして、金融機関に対する強盗、また各種犯罪の発生も懸念されますことから、県警といたしましては、県民の皆様安心して新しい年を迎えていただけますよう、年末の特別警戒、さらに初日の出暴走取り締まり等を初め、各種警察活動に対しまして、県警職員一丸となって取り組んでまいり所存でございます。委員長初め委員の皆様方には、引き続き、温かく御理解、御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は、提出議案といたしまして、「平成23年度宮崎県一般会計補正予算」につきまして御審議いただくとともに、その他の報告といたしまして、「サイバー犯罪の現状と対策」「宮崎県総合自動車運転免許センターの業務開始」につきまして、それぞれ担当部長のほうから説明・報告させますので、どうかよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

**○河野委員長** 本部長の概要説明が終了いたしました。初めに、議案に関する説明を求めます。

**○久米警務部長** それでは、平成23年11月定例県議会提出の議案第1号「平成23年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）」の公安委員会関係につきまして御説明いたします。

お手元の議案書、議会提出議案（1号～32号）の議案書の3ページをごらんいただければと思います。

3ページに、(款)警察費、(項)警察管理費、補正額185万6,000円と記載があります。これは、東日本大震災における災害警備活動のために部隊出動いたしました本県機動隊員の10月末までの超過勤務手当の増額補正をお願いするものがあります。

具体的な内容につきましては、歳出予算説明資料の75ページをごらんください。

(目)警察本部費、(事項)職員費、補正額185万6,000円、財源内訳、国庫支出金185万6,000円と記載がございます。

初めに、都道府県警察に要する経費につきまして若干御説明させていただきたいと思っております。都道府県警察に要する経費につきましては、原則として都道府県が負担することになっておりますけれども、特定の国家的性格を有する警察活動に係る経費につきましては国費で負担する

こと、及び都道府県の負担する経費につき国がその一部を補助することとされております。したがって、都道府県警察に要する経費は、国費、純県費及び県費のうち国庫補助対象となる経費の3本立てとなっております。

今回補正をお願いする機動隊員の超過勤務手当は、警察法施行令第3条第3項によりまして、大規模な災害等における警備のための出動に係る機動隊員の超過勤務手当について、国は都道府県に対し、部隊の警察官の人員、超過勤務時間等を基準として算出した所要額を補助するものとするとしてされておまして、国庫補助の対象経費となっております。

東日本大震災に係る本県機動隊員による警備出動に関しましては、行方不明者の捜索、警戒区域における検問、交通整理、パトロールの強化等の警察活動を行っております。これらにより生じた超過勤務実績に基づき算出した超過勤務手当については、全額国庫補助対象となりますことから、今回増額補正をお願いした次第でございます。以上であります。

**○河野委員長** 議案に関する執行部の説明が終了しました。質疑はありますか。

**○有岡委員** こちらの東日本大震災へ職員の方を派遣されたということで、この予算だけじゃないんですが、どの程度の人数を派遣されたのかと、心配することは、それに伴うメンタルケアというんでしょうか、精神的な部分でのケアが必要な場合とか、いろいろ想定するんですけども、その実態等がありましたらお知らせいただきたいと思っております。

**○日高警備部長** それでは、特派部隊の派遣の状況について御説明を申し上げます。3・11、3月11日に発生しましてから、3月15日から広域緊急援助隊を中心に部隊派遣を行っております。

派遣先は、宮城県、それから福島県、岩手県に派遣しております。きょう現在でありますけれども、出動回数が32回、職員派遣が469名、延べ7,500名ということで派遣をしております。現在派遣しておりますのが15名、連合機動隊というのが、宮城県の仙台南署に12月19日まで行くようになっております。今後の予定としまして、管区機動隊34名が、12月13日からことしいっぱい12月31日まで行く予定であります。今後も引き続き、部隊出動はあるものというふうに思っております。特派部隊の関係について以上であります。

**○久米警務部長** 私から、災害派遣警察官の健康管理の件につきまして、ちょっとお答えしたいと思います。派遣警察官の健康管理対策につきましては、警察官を派遣する前に、最近1カ月の生活状況の問診票、それから疲労蓄積度自己診断チェックリストによりまして健康チェックを行いまして、かつ必要により産業医の診察を受けさせて、その上で被災地に派遣して各種の災害警備活動に従事させております。また、被災地での活動につきましては、身体的安全への脅威とか悲惨な現場の目撃等から、強度の精神的なショック・ストレスを受けているということが危惧されますので、帰県後にも問診票——災害救援者チェックリスト、これによりチェックいたしまして、必要とされる職員に対しましては、産業医の診察を受けさせて、身体と精神面の両面からのケアを行っているという状況でございます。さらに、原発被害のありました福島県に派遣した警察官につきましては、帰県後に放射線障害による健康への影響を見るために、放射線健康診断を実施しておりまして、警察官の健康状態の把握を行って、病気の早期発見・早期治療に努めるなど、万全を期してい

るという状況でございます。

**○横田委員** 震災後に停電して、信号機とかが全部つかなくなって、手信号で交通整理したということで、人手が足りずに、ほかの県警からも手伝ってほしいというような声を聞いたことがあるんですけど、具体的にどういう派遣業務をされたのか、ちょっと教えていただけないでしょうか。

**○日高警備部長** 当初は行方不明者の捜索、これが一番大きな任務で行っております。それから、瓦れき等の撤去、これらが入ってきたときに、車両がそこを通行しますので、そのときが一番、今言われた手信号——信号機はつかないので——があったんじゃないかというふうに思っております。そのほかの勤務は、福島県の原因のところの立ち入りの関係で検問を24時間行うとか、それから仮設住宅とか避難地、ここ辺の集団パトロールとか、今度は被害を受けた被災地、ここがそのままになっておりますので、ここから窃盗事件といえますか、かっぱらいとか、そういうのが出ておりましたので、被災されてだれもいないところの警戒、こういうのが主な任務であったようです。以上であります。

**○河野委員長** 次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

**○上久保生活安全部長** それでは、サイバー犯罪の現状と対策について報告いたします。

我が国におけるインターネット利用者は9,460万人を超え、インターネット上ではさまざまなサービス提供がなされるなど、まさに社会・経済活動にとって、極めて重要なインフラとして国民生活を支えております。しかし、その反面、サイバー犯罪は増加し、違法・有害情報がサイバー空間にはらんしております。また、官公庁のホームページに障害を与えたり、官公庁や

企業に対して、コンピューターウイルスを仕掛けたメールを送りつけるなど、まさしくサイバー犯罪は、県民生活により身近なものになってきております。

それでは、配付しております資料に基づき説明したいと思います。

まず、1の「サイバー犯罪とは」という定義でございますけれども、サイバー犯罪は、情報通信技術を利用した犯罪であります。

サイバー犯罪の形態を大別しますと、まず1つが、他人のID、パスワードを使ってネットワークに接続されたコンピューターを使用する不正アクセス禁止法違反が1つあります。2つが、コンピューター自体や電磁的記録を損壊したり不正にデータを書きかえたりする電子計算機損壊等業務妨害や電磁的記録不正作出のように、コンピューターまたは電磁的記録を対象とした犯罪、これが2つ目でございます。3つ目が、インターネット上での取引による詐欺など、犯罪にインターネットの広域性、匿名性を利用したネットワーク利用犯罪、大きく分けて3つに分類することができます。

特にネットワークを利用した犯罪といたしますと、詐欺、名誉毀損、脅迫、さらには業務妨害、また著作権法違反や児童ポルノ法違反など、さまざまな犯罪が発生しているのが実態でございます。

次に、「本県のサイバー犯罪の現状」についてであります。

まず、サイバー犯罪に関する相談の受理状況でありますけれども、平成19年から相談件数を表に示しております。毎年900件から1,300件の間で推移しております。ちなみに、本年10月末現在の相談件数は913件で、前年同期と比較しまして129件増加しております。

特徴としまして、1つがワンクリック詐欺や架空請求などの詐欺・悪徳商法に関する相談が535件、ことしに入って増加しております、対前年比130件増加しております。

次に、インターネットの掲示板における名誉毀損・誹謗中傷に関する相談が212件で、対前年比10件の増加でございますけれども、これは年々増加傾向にあります。

次に、インターネット上での取引に関して、購入した品物が届かないといったオークション詐欺に関する相談は48件で、対前年比27件減少しております。これは昨年から減少傾向にありますけれども、これまでの被害防止に対する広報や、また取引に関するシステムが整備されたことが減少の要因かなと考えております。

そのほか、相談者の年代別に見てみますと、20代から40歳代の相談、これが全体の62%を占めております。もう一つ特徴的なものとして、20歳未満の相談では、名誉毀損・誹謗中傷に関するものが多く、相談のうち45.5%、誹謗中傷に関するものの相談がなされております。こういった特徴があります。

次に、(2)の検挙状況でございます。

本年10月末現在、本県において37件のサイバー犯罪を検挙し、前年と比較し17件増加しております。

特徴としまして、詐欺が最も多く、15件検挙しております。対前年比14件の増加でございますけれども、中身はオークション詐欺によるものでございます。

次に、インターネット上のコミュニティーサイトを利用して、18歳未満の児童に対して、みだらな性行為を行った青少年育成条例違反で4件検挙し、昨年より3件増加しております。

次に、わいせつな写真などをインターネット

に掲示した、いわゆるわいせつ物頒布事件につきましては2件検挙し、これも対前年比2件ふえております。これらの事件検挙の端緒は、警察庁が民間委託しております「インターネット・ホットラインセンター」からの通報等により検挙したものでございます。

そのほかに、アニメソフトを無断で配信していたとして、著作権法違反で2件検挙しております。前年と比較して2件の増加でございます。

このように、サイバー犯罪の検挙は、本年10月末現在37件に上っておりますけれども、年間での過去最高であったのは平成20年の32件であります。これを上回っております。まさしくサイバー空間は、犯罪が多発する新たな領域となっております。

このような犯罪情勢に伴いまして、本県における「サイバー犯罪対策の推進状況」について説明申し上げます。

まず、(1)のサイバー犯罪取り締まりの強化についてであります。

サイバー空間における犯罪は多種多様で、これまでは、その犯罪の形態に応じまして、生活安全部、刑事部、警備部がそれぞれ捜査を行ってまいりました。また、サイバー犯罪に関しては、捜査員の通信技術に関する知識・技能が不可欠であるとともに、サイバー犯罪に対する捜査能力の向上も課題となっております。

そこで、組織の総合力を発揮し、サイバー犯罪に的確に対処するために、本年9月、警察本部長を長とする「サイバー犯罪対策委員会」を設置したところでございます。そして、サイバー犯罪の捜査体制及び技術支援体制の確立、また、サイバー犯罪捜査官の研修等による捜査技術の向上を基本に、各部のサイバー犯罪対策事務を統括する「サイバー犯罪対策統括参事官」を指

名し、そのもとに「サイバー犯罪対策プロジェクト」を設置するなど、サイバー犯罪対策の推進体制の整備を行ったところでございます。

インターネット上で取行される犯罪に対しましては、全国警察との連携による全国協働捜査方式を活用するなど、サイバー犯罪の取り締まり強化をしているところでございます。

また、捜査員のサイバー犯罪対処能力を向上させるために、警察学校における専科教養を実施しているほか、インターネットに関する高度の知識・技能向上を図るために、民間業者による部外研修等の教養を実施しているところでございます。

次に、(2)の違法・有害情報対策でございます。

インターネット上に違法・有害情報をはらんしておりますけれども、この対策として、まず、サイバーパトロールによる取り締まりを実施しております。そのほか、サイト管理者に対して、違法・有害情報の削除依頼等を実施しております。

また、警察庁が民間に委託しておりますインターネット・ホットラインセンターというのがありますけれども、この団体と連携した違法・有害情報の削除対策のほか、特に携帯電話利用による児童生徒の被害防止を図るために、フィルタリング100%普及を目指した取り組みを推進しているところでございます。

次に、(3)の民間企業との連携であります。

サイバー空間における安全・安心は、警察のみの対策だけでは実現できません。やはり社会全体で取り組む必要がありますので、警察としましては、県内の電気通信事業者で構成しますセキュリティ懇話会、またインターネットカフェ事業者で構成しますインターネットカフェ等連

絡協議会と定期的に会合を開催して、サイバー犯罪防止に関する意見交換を行うなど、民間企業との連携にも取り組んでいるところでございます。

最後に、サイバー犯罪の被害防止のための広報啓発活動の推進でございます。

サイバー犯罪の現状を踏まえまして、広く県民に対して、新聞・テレビ等を活用した広報啓発を行っているほか、被害防止のため、児童生徒、学校関係者、一般人を対象としまして、サイバー犯罪の実態やネット上のトラブルへの対処方法等の情報提供を行う「サイバーセキュリティ・カレッジ」をことし既に59回、人数にしまして1万5,000人に対して実施しているところでございます。

以上、サイバー犯罪の現状と対策について説明しましたけれども、今後もサイバー犯罪の取り締まりを強化するとともに、サイバー犯罪の被害防止を図るための諸対策を強力に推進していくこととしております。以上でございます。

**○長友交通部長** 続きまして、宮崎県総合自動車運転免許センターの業務開始につきまして御報告申し上げます。

現在、宮崎運転免許センター及び自動車運転免許試験場で行っております業務につきましては、来年の1月4日から新庁舎において業務を開始する予定でございます。

新庁舎は、名称を「宮崎県総合自動車運転免許センター」に改めまして、従来の免許更新、免許試験、講習、教習、行政処分等のすべての業務を同一庁舎内で行うこととなっております。

新庁舎は、平成22年8月から工事に着工しておりましたが、本年8月に完成いたしております。

運転免許に関しますシステム移設を伴う関係

上、本年の運転免許関係業務が終了しました12月29日から来年1月3日までの年末年始の期間中に庁舎移転を行いまして、移転完了後の1月4日から業務を開始することとしております。

庁舎の概要等は、お手元に配付しております資料のとおりでございますが、主なものについて御説明いたしますと、まず、新庁舎の所在地でございますが、地番等に変更はございません。現在の宮崎運転免許センターと自動車運転免許試験場の西側に位置いたします。

新庁舎の延べ床面積は、約7,000平方メートルで旧庁舎の約1.7倍、新駐車場はまだ現在完成しておりませんが、来年7月には410台が収容可能となる来庁者用駐車場が整備されます。これは現在の約1.5倍となります。

なお、申しわけございませんが、資料におきまして7,000平方メートルと書いてございます。「約」を入れていただきたいと思っております。正確には7,064平方メートルとなります。

次に、新庁舎は、高齢者や体の不自由な方々に優しい建物として、全館バリアフリーとなっております。エレベーターが完備されており、各階業務フロア別に色分けされた動線によりまして、利用者の方々にわかりやすくレイアウトされております。

また、業務に関しましても、県民の皆様の利便性を考慮し、最も利用者の多い運転免許更新業務につきましては、1階フロアに集約いたしまして、明るい中で研修が受けられるように、全講習室とも戸外からの採光に配慮しておるところでございます。

さらに、各講習室ごとに親子室をつくりまして、親子連れでも周囲に気兼ねなく講習を受けられるよう、モニター設備も完備しております。

2階の試験フロアと3階の一部教室につきま

しては、春・夏休み中などの繁忙期にも対応できる合計400人規模の学科試験室を設置しておりますが、受験者の少ない時期につきましては、2階の試験室を3部屋に区分できるなど、省エネ等にも配慮しております。

3階につきましては、センターの管理を行います運転免許課等の行政室、取消処分者講習や違反者講習のための講習室が設置されております。

また、取消処分者講習や違反者講習を行う講習係には、新型の二輪・四輪の運転シミュレーション機器が配置されております。

そのほか、各階ごとに病状申告の相談等がしやすいように、プライバシーに配慮いたしました個室の相談室も整備されております。

なお、一番下でございますが、昨年中の宮崎運転免許センターにおける免許関係利用者は、約16万1,000人となっております。

今後も、県民の皆様のニーズに迅速・的確にこたえる運転免許業務の推進に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○河野委員長** その他の報告事項に関する執行部の説明が終了いたしました。質疑はありませんか。

**○中野委員** サイバー犯罪についてお尋ねしますが、犯罪対策の推進ということで、いろいろ取り組まれていることの御努力を多とするわけですけれども、相談件数が毎年1,000件前後、それに対して検挙が30数件ということですが、非常に乖離しているような気がします。それで、相談件数がすべて事件化とは思いませんけれども、実際事件化された件数は幾らで、検挙率とか、そういうのは出ていないんですか。

**○上久保生活安全部長** 委員指摘の相談件数の割に検挙件数が37件ということですがけれども、

相談の内容が、例えば詐欺・悪徳商法の関係、クリック詐欺とか架空請求でございますけれども、例えばクリック詐欺でありましたが、どのように対応すればいいんですか、それとも架空請求がありましたと、金は振り込んでおりませんけど、今後どういう対応をすればいいかという問い合わせ的な相談が一つは多いということですね。そういうことで、問い合わせ的な相談が一つは多いということでもあります。それと、37件検挙しておりますけれども、そのうち6件は相談に伴っての検挙でございます。

**○中野委員** なかなか事件として顕在化されていないと思うんですけれども、青少年にかかわることが多いようですので、今後も御努力をよろしくお願いいたします。

**○有岡委員** 未成年者の啓発活動というのが大変大事だと思っております。先ほど、啓発活動を59回されて、1万5,000人ほどの対象者でやられたと伺っておりますが、私も青少年健全育成大会の総会でもお話を伺ったことがあるんですが、内容の中で、小学・中学・高校生、こういった学生にお話しされる内容と一般とは若干違ってくると思うんですね。そういうことで、そういった学校現場に出向いて、今度、高千穂も来ていただけるんですが、このサイバー犯罪の数というんでしょうか、実態、教育現場の先生たちができればいいんですけれども、なかなかそこまでのまだ十分な認識もないということで、学校現場での取り組みはどれぐらいの数をやっていらっしゃるか、1点、まず教えていただきたいと思えます。

**○上久保生活安全部長** サイバーカレッジを実施しておりますけれども、学校関係で説明しますと、中学校で現在3,600名、高校に対しては5,480人、それとやはり学校での指導というこ

とで、学校の先生たちに対する部分、これについては18校、約500人に実施しております。

**○有岡委員** ありがとうございます。特に子供たちの携帯を使った出会い系の問題とか、やっぱり大きな事件になっている傾向があるものですから、携帯もこれからも進化して、こういった通信機能まですべて賄えるというような時代になってきましたので、教育の徹底というんでしょうか、それが必要だなと思っていますので、今後とも、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つ、これは希望的な意見なんですけど、今度できました運転免許センター、ここは海拔等が大変低い地域だと思ひております。こういったところが、周辺にお店とかありますけれども、大規模災害、特に津波のときの避難所としての機能も考えていいのかどうか、そこら辺の見解をひとつ教えていただけるとありがたいと思ひます。

**○久米警務部長** この建物でございます。私も視察してまいりました。屋上の部分、非常にフラットになっておりまして、大人数が上にいざというときには出られる、避難できるという構造になっております。今後、津波対策を、3階建てでございますので、高さ的には何とかという部分だとは思ひますけれども、いざというときの地域住民の方等の避難所としての取り扱い、周辺の方々とも相談して、そういう場所にすべく検討したいというふうに思ひております。

**○河野委員長** その他、何かございせんか。

**○中野委員** 参考ですけれども、もう結論はできないということで伺っておりますが、狩猟の鉄砲鑑札の射撃証明書の件ですが、射撃場で証明をもらわないと今更新できないようになっているわけですが、えびのからすると、非常に射

撃場が遠いということでもあります。それで、近くには鹿児島県にあるんですけども、県境をまたいで、どうしてもできないものだろうかということでございます。とる獲物のほうも県境をまたいで行ったり来たりするわけですから、こっちのほうも行ったり来たりできんかなという気がしてならんわけですけども、特に今、鳥獣被害が多発している。いわゆる鉄砲鑑札を持った人がかなり減っているわけでしょう。何かその辺の便宜が図られるといいがなと、そういう気がするんですが、何か、要望でいいんですが、御検討をぜひお願ひしたいと思ひます。これは国家レベルでしないといかんでしょうけれども、ぜひお願ひいたしたいと思ひます。

**○有岡委員** 私のほうから要望と御質問をさせていただきますが、実は、先ほど一般質問を私させていただきました。その際に、実は通告した文言につきまして一方的に修正してくれということで、書記を通じて案がありましたが、私のほうは通告した内容でいきますということでお断りした経緯があります。私からすると、通告した内容についてまで踏み込んでこられるのは大変遺憾だという気持ちがあったものですから、今後その点の検討をしていただけないと思ひておりますし、私ども議会のルールとして、発言通告書を提出してから追加修正は行えないというルールがあります。そういった意味で、質問要項の文言の修正というのは基本的にあり得ないというふうに私は理解しているものですから、その点、本会議場では申し上げませんでしたけれども、そういった経緯があったものですから、一応この場でひとつ要望としてお願ひしておきたいと思ひます。

それともう1点、暴力団対策につきましても質問の中で申し上げましたが、新聞等で12月6

日で拝見しましたら、帝国データバンクのアンケート調査で、やはり企業の2割近くが不当な利益の要求をされたことがあるというようなデータが出ていまして、これは企業側との勉強会なり定期的な相談会、何らかのアクションを起こさないといけないなと思っておりますし、8月1日施行の条例ですので、今すぐ結果を求める必要はありませんが、こういった実態があるということであれば、何らかのアクションを起こして、提携して具体的に取り組むことが、24年に向けての一つの課題ではないかなと思ったものですから、この新聞の記事の中から、今後の暴力団対策についても、精いっぱいやっていращやると思うんですが、そういう評価を受けるといふ部分が、大変まだまだこれから努力するということだと思っておりますので、またぜひ御検討いただきたいと思います、要望で終わらせていただきます。

**○河野委員長** それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時39分休憩

---

午前10時49分再開

**○河野委員長** 委員会を再開いたします。

ここで、委員会の傍聴につきましてお諮りいたします。

宮崎市の大久保則夫氏ほか4名から、執行部に対する質疑を傍聴したい旨の申し出がありました。議会運営委員会の確認・決定事項に基づき、先着10名に限り許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○河野委員長** それでは、傍聴人の入室を許可

することといたします。

暫時休憩いたします。

午前10時49分休憩

---

午前10時50分再開

**○河野委員長** 委員会を再開いたします。

傍聴をされる皆様をお願いいたします。

傍聴人は、受け付けの際にお渡ししました「傍聴人の守るべき事項」にありますとおり、当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴していただくことを望みます。

また、傍聴に関する指示には、速やかに従っていただきますようお願いいたします。

本委員会に付託されました議案等について、教育長の説明を求めます。

**○渡辺教育長** おはようございます。教育委員会でございます。よろしくお願いいたします。

まずもってお礼を申し上げたいと存じます。

9月21日に行われました「第66回国民体育大会」の結団壮行式に際しましては、外山議長並びに河野委員長には御臨席をいただきまして、まことにありがとうございました。

国民体育大会の結果につきましては、後ほど担当課長から御報告申し上げますが、おかげをもちまして、天皇杯順位28位という成績をおさめ、24年ぶりの20位台という大躍進をなし遂げることができました。

県議会の皆様に多大な御支援と御協力を賜りましたことに対しまして、この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、お手元の文教警察企業常任委員会資料に基づき御説明させていただきます。

表紙をお開きいただきまして、左側の目次をごらんください。

今回御審議いただきます議案は、議案第1号「平成23年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)」並びに議案第14号「宮崎県スポーツ推進審議会条例の制定について」、議案第30号「公の施設の指定管理者の指定について」、議案第36号「平成23年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」の4件であります。

次に、議案以外の議会提出報告は、「損害賠償額を定めたことについて」であります。

また、その他の報告事項といたしましては、「宮崎県立高等学校教育整備計画の骨子(素案)」、「県立高校生の就職状況について」並びに「第66回国民体育大会の結果」の3件につきまして説明させていただきます。

私のほうからは以上であります。引き続き、関係課長から御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上であります。

**○河野委員長** 教育長の概要説明が終了いたしました。

初めに、議案に関する説明を求めます。

**○福永財務福利課長** 財務福利課関係について御説明申し上げます。

お手元の平成23年度11月補正歳出予算説明資料(議案第36号)の財務福利課のインデックスのところでございますが、75ページをお願いいたします。

上から5行目でございます(事項)県立学校耐震対策事業費といたしまして、5,600万2,000円の増額をお願いするものでございます。

詳細につきましては、常任委員会資料で御説明させていただきます。恐れ入りますが、委員会資料の6ページをお願いいたします。

1の予算補正の趣旨でございますが、今回、国の第3次補正予算におきまして、学校施設環

境改善交付金が措置されることから、それを活用いたしまして、耐震補強工事等を実施するものでございます。

2の事業の内容でございますが、赤江まつばら支援学校の屋内運動場及びみやざき中央支援学校の寄宿舍2棟、合わせて2校3棟の耐震補強工事等を実施するものでございます。これは当初、平成24年度以降に工事を実施する予定でございましたが、それを前倒しして工事を実施するものでございます。

続きまして、ただいま御説明申し上げました補正予算の繰越明許費について御説明申し上げます。恐れ入りますが、平成23年11月定例県議会提出議案(第36号)の4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正でございます。そのページの一番下の行にございます、教育費、教育総務費、(事業名)県立学校耐震対策事業につきまして、5,600万2,000円の繰り越しをお願いするものでございます。これは、先ほど御説明いたしました国からの交付金の予算内示の関係等によりまして、工期が不足することとなったものでございます。

財務福利課関係は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

**○田村スポーツ振興課長** スポーツ振興課関係について御説明をいたします。

平成23年11月定例県議会提出議案(議案第1号～第32号)の冊子でございますが、8ページをごらんいただきたいと思います。8ページの一番下のほうに、スポーツ振興課の部分が記載してございます。

議案第1号「平成23年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)」、債務負担行為に関する補正についてでございます。

これは、宮崎県スポーツ施設における指定管理者に対しまして、管理運営委託費に係る債務負担行為を設定するものでございます。

債務負担行為の限度額は、県スポーツ施設の管理運営委託費として11億8,352万円で、平成23年度に債務負担行為の設定を行い、平成24年度から平成26年度の3年間を債務期間とするものでございます。

続きまして、常任委員会資料の2ページをお願いいたします。

議案第30号「公の施設の指定管理者の指定（宮崎県体育館及び宮崎県ライフル射撃競技場、宮崎県総合運動公園有料公園施設）について」で

ございます。1の指定管理者候補者でございますが、10月3日に実施いたしました選定委員会におきまして、財団法人宮崎県スポーツ施設協会が指定管理者の候補者として選定されております。

指定期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間でございます。

次に、3の指定管理者候補者の選定について、経緯を御説明いたします。

（1）の公募の状況でございますけれども、教育委員会において、県のホームページ等によりまして、7月1日から約2カ月間にわたりまして指定管理者の公募を行ってまいりましたが、宮崎県スポーツ施設協会など3団体からの応募がございました。

（2）の指定管理者候補者の選定につきましては、外部からの委員4名に県職員1名を含む5名の委員で構成いたします指定管理者候補者選定委員会を設置いたしまして、選定に向けた募集要領や選定の仕方について協議を行うとともに、実際の選定も行っていただいたところでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

下のほうになりますけれども、（3）の審査結果であります。10月3日に選定委員による申請者へのヒアリングを実施しまして、このページの上のほう、③に示しておりますけれども、選定基準に基づき採点した結果、宮崎県スポーツ施設協会が433.7点、2位が362.55点、3位が353.5点となりまして、宮崎県スポーツ施設協会を候補者として選定したところでございます。

当団体が選定された理由としましては、②にありますように、最も高い得点を得たことに加え、施設の管理運営能力、具体性、実現可能性の高い事業計画、競技団体や関係機関との連携などの点において、すぐれた提案内容であったことから、指定管理者として適格な団体であると判断されたところでございます。

次のページをお願いいたします。

4の指定管理者に支払われます指定管理料は、3年間で11億8,352万円でございます。

また、県民サービスの向上等につきましては、施設営業日の拡大や利用者のニーズに対応したサービスの展開など、さまざまな取り組みが提案されているところでございます。

指定管理者につきましては以上でございます。

恐縮でございますが、1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第14号「宮崎県スポーツ推進審議会条例の制定について」でございます。

制定の理由は、1にありますように、スポーツ振興法がスポーツ基本法に改正され、平成23年8月24日に施行されたことに伴いまして、基本法第31条の規定に基づく「宮崎県スポーツ推進審議会」を設置するために、宮崎県スポーツ推進審議会条例を制定するものであります。

なお、法の改正により設置の根拠を失った宮

崎県スポーツ振興審議会条例については、廃止いたします。

次に、2の条例案の概要についてでございます。

基本法第31条の規定に基づき、地方スポーツ推進計画その他のスポーツ推進に関する重要事項を調査審議させるため、「宮崎県スポーツ推進審議会」を設置し、審議会の委員の定数、選任方法及び任期等に関する事項を定めるものでございます。

次に、3の施行期日につきましては、公布の日から施行することとしております。

平成23年11月定例県議会提出議案冊子の83ページをごらんいただきたいと思っております。

宮崎県スポーツ推進審議会条例の全文を掲載しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○河野委員長** 議案に関する執行部の説明が終了いたしました。質疑はございませんか。

**○中野委員** 指定管理者の指定の件であります。採点結果が出ている1位のところが新たに管理者になると思うんですが、これは今まで既存のところかということと、2位、3位はどこかということの報告はないんでしょうか。

**○田村スポーツ振興課長** 1位につきましては、先ほど言いましたが、財団法人宮崎県スポーツ施設協会ということで、第2期の指定管理者と同じでございます。それから、2位につきましてはセイカスポーツグループ、3位につきましては、学校法人宮崎総合学院ということになっております。以上でございます。

**○中野委員** 選定理由に「施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められていること」ということで書いてあります

が、選定基準・審査項目・配点の③のところの2番目の県スポーツ施設の効用を最大限に発揮する事業計画の中で、利用者満足度の把握や苦情・要望対応、ちょっと下って、施設等の維持管理の適格性ということで、この辺が高く評価されて宮崎県スポーツ施設協会に決定したんだと思うんですが、運動施設が古いということもあります。この施設ないし用具等の維持管理が不適切であるということの苦情を我々は聞いているんですよね。そのことは、9月定例議会でも一般質問をいたしました。その辺はきちんと把握されて対処されるようなスポーツ施設協会なのかどうかを改めてお聞きしたいと思います。

**○田村スポーツ振興課長** 現在、指定管理を行っておりますスポーツ施設協会におきましては、利用者満足度調査等を定期的に行っております。その中で、いろいろ問題点でありますとか、そういうものが出てきた場合には、即座に対応するような形をとっているというふうに思っております。さらに、その満足度調査を見ますと、6点満点の調査なんですけれども、すべての項目において、利用者は5点以上の「よい」という評価を得ている状況でございます。以上でございます。

**○中野委員** 私から言わせると、施設等の維持管理、特に用具等の維持管理の適格性が、苦情があるぐらいだから、落ちていると思うんですよね。その辺のところを、こういう審査のときにはきちんと把握すべきだと、特に一般質問で言っておるわけですから、課長もこのメンバーに入っていらっしゃるわけですから、その辺をきちんと今からでもしていただきたい。特にまた、この協会の会長は、本当にトップとして、その辺の運営管理、マネジメントをうまくされ

ているのかなと、物すごく多忙な方で、かなりのところに手を広げて、いろんなどころの代表になっていらっしゃるんですね。管理不行き届きもあるんじゃないかなという気がしてならないのですけれども、その辺のところはどうでしょうか。

○田村スポーツ振興課長 今、御指摘いただいたような面につきましては、私たちも随時、指導監督等には努めていきたいというふうには思っているところでございます。

○中野委員 これからの運用をよろしく願いしておきます。

○外山委員 指定管理ですけれども、ここもやはり指定管理料の額が決まっていますよね。あと、有償の使用料とかは、これは管理者が収入として取るんですかね。

○田村スポーツ振興課長 使用とか利用料につきましては、使用料金制をとっておりますので、料金につきましては県の裁量ということになります。

○外山委員 県に入るんですか。

○田村スポーツ振興課長 県のほうに入ることになります。

○外山委員 時に、たまに思うんですね。この指定管理の限界といいますか、決まった金額で年間契約するもので、その中で維持管理であるとか人件費すべてを賄う必要があるということで、突発的な出費のときは、その原資は民間企業並みにどこかから借り入れとかするしかないの、抑え抑えになる傾向があるように、中野委員の意見とちょっとかぶりますが、そういう傾向があると思うんですよ。なかなかこの辺の金額の設定とか、特にこういう広い施設を管理する場合の。大きな建てかえなんかは県がするんですね、従来どおり、例えば大きい建

物なんかは。この範囲の中でやりくりをせないかんという金額設定の線引きが非常に難しいと思っているんですね。民間じゃない、公でもない、しかし指定管理を受けている、この中で、この範囲内でやらないかんわけですね。そこに限界があるのかなと思ったりはしますね、この制度が。お答えは結構です。意見ですから。

○横田委員 同じく指定管理者についてですけど、この3つの団体の間で、選定基準・審査項目のどこで差がついたのかなと思うんですね。この選定理由の中で、「これまでの管理実績を踏まえた、具体性や実現可能性が高い提案内容」とか「競技団体や関係機関との連携について十分理解、認識」と書いてありますけど、これは当然今までの団体が一番有利になるわけで、新たな団体がそこに入っていくというのは、非常に不利益があるんじゃないかという気がするんですね。当然一番いいところが選ばれるのが当たり前と思うんですけど、新しい考え方とか、そういうやつも入れていくことがいい方向に回っていくことにつながるんじゃないかと思えますので、選定基準ももうちょっと考えていただいたほうがいいような気もするんですけど、いかがでしょうか。

○田村スポーツ振興課長 選定につきましては、透明性とか公平性とか、そういうのを前提として実施しているという状況でございます。選定委員会におきまして、3回ほど選定委員会を開いたんですけれども、第3回目には、応募者からヒアリングを行いまして、いろいろな考え方とか事業計画とか、そういうのを具体的にお話を聞かせていただきながら審査を行ったというような状況でございます。その結果、このような結果になったということでございます。

○横田委員 この施設だけじゃなくて、ほかの

部局の指定管理者にしても、何か固定化しつつあるような気がするんですね。やっぱりどんどん新たな問題意識も持ちながらやっていくことが大事かと思しますので、また御検討をお願いします。

**○井上委員** 今まさにそこは問われると思うんですね。3つの応募されている方の点数の差がこれだけあると、競争なんて成り立たないんですね、これだと。ですから、どの委員からも出ているように、やはりどういう施設に仕上げていきたいのか、指定管理者としてどういうことを目指すのかということ、応募させる側、発注する側も、もうちょっときちんとしないと、競争は全く成り立たないので、従来やっている方が上位につくのは当たり前のことだと思うんですね。確かに固定していく可能性というのは非常に高いと思うんですね。ですから、そういう意味で言うと、どういう施設に仕上げたいのかということも、選定委員会の中でそういう議論がきちんとされているのかどうかというのを、ちょっと正直申し上げて疑問を持つところなんですけど、そこはどういうふうになっているんですか。

**○田村スポーツ振興課長** 施設をどういうふうな方向に持っていくかということにつきましては、一応県の考え方、施策等もございますので、それを踏まえながら考えていくと。ただ、募集に当たっては、その募集のあり方でありますとか、募集の要項というんでしょうか、そういうことにつきましては、選定委員会の中で検討を行いながら進めてきたという状況でございます。

**○井上委員** どの委員もおっしゃるように、どういう施設にしたときに満足度が本当に高いのかというのは、それぞれ、今までこうしてきたから、これでいいんだみたいなどころから出発

すると、なかなか施設の有効な活用というのができていく、それと変化もしにくいという状況に、固定的になってしまうと思うんですね。それについては、県側の考え方がきちんとあるのなら、それはしっかりと出させていただいて、そして指定管理者を固定することなく柔軟に考えていくというところもプラスアルファ考えていただきたい、これは要望としておきたいと思えます。

次に、教育委員会における国の補正予算のこれは、赤江まつばら支援学校とみやざき中央支援学校の施設整備、耐震化というのは、これは本当に望まれてきたことですので、大変よかったですと思います。予算が前倒しされたことは、大変うれしく思っています。これによって、学校の施設そのものは、防災の一つの施設であるというふうに見られている部分が大いわけですから、これはそういう意味で言うと、学校の耐震化というのは、これで終わるというふうに理解していいんですか。それとも、まだどのくらいあとが残っているんですか。

**○福永財務福利課長** この3棟を加えまして、特別支援学校関係は、耐震化はすべて終了することになります。それから、ほかの高等学校等があと40棟あるんですけれども、この3棟を引きますと37棟ということで、翌年度以降、37棟を計画的に整備していこうと思っております。

**○井上委員** この37棟の後の耐震化についての方向性というか、大体、順次どんなような状態なのかというのは。

**○福永財務福利課長** この耐震化につきましては、一応これでIs値をクリアできるということで、まず、強度6強以上ぐらいの震度に耐えられるということですが、ただ、津波につきましても、いろいろまた課題がございます

ので、私どものほうで、庁内ではありますけれども、何から始めるかといったこと、それから非構造部材はどうなるのかとか、そういったこととか、どこに逃げるのかとか、あと、どれくらいの高さが、逃げる場所があるのかとか、それを総合的に今調査しております、研究指定校もごさいますけれども、その結果を持ちながら、早急に対応を考えていっているところでございます。

**○井上委員** 私、一般質問の中でも、防災対策ということで、ちょっと議場で話させていただいたんですけれども、今まではマグニチュード7.5に対するの対応で、ハザードマップも含めて、それに対するの対応だったんですけれども、マグニチュード9以上を想定するということは、想定外というのはいり得ないというのが、今、東日本大震災を受けて、みんなそういうのが一致していると思うんですよね。でしたら、マグニチュード9以上を想定した場合の耐震化ということを考えていかざるを得ないということだと思うんです。それがすべてにおいて、ハザードマップも含めてですけれども、学校のそういう意味での防災の考え方というのもそうしなければいけない。耐震化の今後の方向性というときに、マグニチュード7.5を想定していた学校もあったかもしれないですね。今後それについて、どういうふうに検証されるおつもりなのか、そこを聞かせていただきたい。

**○福永財務福利課長** ちょっと追加させていただきますが、先ほど、いつまでに終わるかなということでございましたけれども、耐震化につきましては、27年度末をもって、すべての学校の耐震化を進めていきたいと考えているところでございます。それから、想定外のことにつきましても、文部科学省のほうで施設に関する緊

急提言等も出してあります。そのこと等を見ながら、また防災当局とも協議しながら、避難場所等になっておる学校もごさいますので、それと協議しながら進めていきたいと思っております。

**○井上委員** 耐震化という考え方の中にも、物すごく幅があると思うんですよね。ただ、建物の強度だけという考え方と、それから学校給食室も含めてですけれども、今後、防災ということを考えてきたときに、どういうことをやっていったらいいのか、学校の給食室をどうしていくのかという問題点もあると思うんですよね。ですから、固定的に耐震化といったときに、ただ強度だけではなく、今後の防災の視点もきちんと入れた上でここは検証していく、もう一度、検証するということが非常に大事だと思います。それと、今度の東日本大震災で、避難所に行けない子供たちというのはいるわけですよね、現実に。発達障がいの子供たちなんかは避難所でいられるかという、いられないんですよね、現に。じゃどこにそういう人たちを、福祉的な形の中でどう集約していくのかということとかも今後考えざるを得ないと思うんですよ。そのときに、どこがそれを受け皿とし得るのかというのが今後問題点になってくると思うんです。ですから、学校の耐震化の問題というのは、今後、自分の、今ある施設がただ耐震化によってこれでオーケーになったというだけではなく、今後のありようというのを考えていく必要があると思うんですよ。ですから、予算に関する議論の中では、ちょっと幅が広過ぎるかもしれませんが、それはきちんと頭に入れた上で、耐震化の方向性というのを考えていただきたい。これは要望しておきます。

○河野委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

○田方文化財課長 文化財課からは、損害賠償額を定めたことについて、1件御報告をいたします。

平成23年11月定例県議会提出報告書の3ページをお開きください。表の下から3段目の「倒木事故」事案でございます。

内容等につきましては、常任委員会資料で御説明いたしますので、恐れ入りますが、委員会資料の7ページをお願いいたします。

まず、1の事実及び原因であります。平成23年7月19日に、被害者所有の民家に隣接する西都原古墳群の指定地内の山桜の木が、台風6号の影響により倒れまして、民家の倉庫、トイレの屋根及びトイレの内壁等を破損したものでございます。

この山桜は、民家に近接する場所に、被害家屋の方向に傾いた状況で立地しておりまして、山桜の幹の内部には、虫食いによる腐朽が確認されたところでございます。

このため、被害者の方から、建物の修理等の経費について賠償を求められたものでございます。

2の賠償額でございますけれども、損害賠償額は96万472円で、全額県費で支払っております。

報告は以上でございますが、今後は同様の事故が発生しないよう、管理地内の立木の管理・点検に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○河野委員長 報告事項に関する執行部の説明が終了いたしました。質疑はございませんか。

○中野委員 この賠償することに何も異議ありませんが、桜の木では一番強い木ですよ、山桜というのは。吉野だったら60年か70年で朽ち

てしまうんですが、これは民家に傾いて立地しておいて、中が虫食いであったと、腐っておったということですが、この山桜はだれか植栽したのですかね。自然に生えておったものか。今後は同様の事故が発生しないように云々と言われたけれども、そういうたぐいの木がまだあるんですか。

○田方文化財課長 この山桜の木につきましては、ちょうど西都原古墳群のこの古墳を買いましたのが昭和42年5月4日でございますけれども、そのときに、立木と一緒に買ったものと思われまして、そのとき、確認がされていないところもございまして、昭和42年に買ったときに既にその木はあったものと思っております。それから、今後のことでございますけれども、西都原古墳群の中に、民家に隣接して倒木の危険性がある木というのが約2カ所ございまして、その2カ所の中で、11本ある場所と2本ある場所がございまして、11本のほうにつきましては、幹周りが1メートル以上あって、樹高が20メートル以上の非常に大きな木がございまして、そういうところにつきましては、伐採を考えておりますが、重機等が入らない部分もございすことから、予算等を確保しながら、台風シーズン前までには伐採等でやっていきたいと考えております。あと残り2本のところは、樹高が4メートル程度の木でございますので、民家に直接影響があるということではございませんけれども、そこも対処していきたいなと思っております。以上でございます。

○河野委員長 次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○長濱学校政策課長 学校政策課でございます。資料8ページ、9ページをごらんください。まず、「宮崎県立高等学校教育整備計画の骨子

(素案)」についてであります。

次期の高等学校教育整備計画につきましては、現在、教育庁内で検討してきているところではありますが、この骨子素案につきましても、今後も若干変更になる可能性があり、まだ素案という形での説明ということでお願いいたします。

それではまず、全体の構成についてではありますが、白抜きの部分をごらんください。大きく「はじめに」「目指す高校生像」「Ⅰ 魅力ある高等学校教育の推進」、次ページになりますが、「Ⅱ 魅力ある中高一貫教育の推進」「Ⅲ 活力ある高等学校づくりの推進」で構成されております。この大項目にそれぞれ細かい項目があるという構成になっておりますが、それぞれの項目の内容の説明を簡単に付け加えております。

まず、「はじめに」ですが、「1 策定の趣旨」にありますように、社会の変化や本県の生徒数の減等へ対応しながら、魅力と活力のある高等学校教育の推進を図る、また、第二次宮崎県教育振興基本計画の具現化を図る旨の記述を行い、次いで「2 計画期間」を記述します。この計画は、平成25年度から平成34年度までの10年間を見通した基本計画とし、さらに前期3年、中期3年、後期4年の3期に分けて具体的な案を作成します。

次いで、「目指す高校生像」ですが、第二次宮崎県教育振興基本計画において、目指す県民像を策定いたしておりますので、これに基づいて、本県高等学校教育の目指す高校生像を定めたいということです。

次いで、「Ⅰ 魅力ある高等学校教育の推進」ではありますが、現在の計画のように、再編整備に関することが中心ではなく、多様な生徒のニーズへの対応ですとか、入試制度の今後のあり方など、教育内容や制度を含めた記述をいたしま

す。

「1 高等学校教育の質の向上」ですが、ここには、教育指導内容を記述します。(1) 確かな学力を育む教育の充実と(2) 豊かでたくましい心を育む教育の充実、(3) 健やかな体を育む教育の充実では、いわゆる知・徳・体の教育の充実について、それぞれについて今後取り組んでいきたい内容を記述します。また、(4)の自立した社会人・職業人となるための意識や態度の育成では、今後大変重要な位置づけとなりますキャリア教育への取り組みについてまとめるとともに、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の一員として主体的に生きていこうとする態度の育成等について記述します。

続いて、「2 高等学校教育の魅力づくり」についてではありますが、ここには主に教育の体制・枠組みに関する内容を記述します。(1) 学校・学科等の方向性では、普通科や職業教育を主とする専門学科、総合学科などの各学科や、定時制・通信制課程の魅力づくりについて、(2) 魅力と活力ある教育を支える体制の充実や環境の整備では、教員の資質の向上、ICT活用による教育の情報化などについて示し、(3) 多様な生徒に対する対応では、不登校経験者や中途退学者等への支援について、(4) 特別な支援を必要とする生徒への対応では、特別支援教育の充実等について記述します。

なお、「3 高等学校入学者選抜制度の改善」では、推薦入学者選抜制度や募集定員等、今後の入学者選抜制度のあり方について記述します。

次のページでございます。

「Ⅱ 魅力ある中高一貫教育の推進」についてでございますが、「1 中高の一貫性を重視し

た教育について」では、中高の接続のあり方について、「2 中高一貫教育校の更なる魅力づくりについて」では、現在設置されております五ヶ瀬中等教育学校及び2校の併設型中高一貫教育校のさらなる魅力づくりについて、「3 今後の中高一貫教育校について」では、現在県内にない連携型の中高一貫教育校に関する検討を進めていくこと等について記述します。

次に、「Ⅲ 魅力ある高等学校づくりの推進」ですが、「1 基本方針」において、高等学校の教育水準を維持するための学校規模の基準についてと、その適正規模にない、あるいは適正規模から外れることが予測される場合への対応の考え方について示します。

さらには、「2 各地区の高等学校の方向性」においては、旧教育事務所管内ごとに各地区の全体的な動向と適正規模への対応について記述します。

ここまでは10年間の計画内容ですが、次の「前期計画」にありますように、平成25年度から27年度までの計画についても同時に盛り込む予定でございます。各項目は、10年計画の項目に沿って、3年間で具体的に取り組む内容を記述します。また、中期計画、後期計画につきましては、その下の米印にありますように、中期計画は平成26年度を目途に、後期計画は平成29年度を目途に公表予定でございます。

最後に、本計画策定スケジュール案についてでございます。

年明けまして1月下旬の文教警察企業常任委員会において、計画素案の説明をいたします。その後、パブリックコメントも実施し、次いで、3月上旬の同じく常任委員会において、パブリックコメントの結果報告と最終的な計画案を説明いたします。その後、合議制による教育委員会

で決定していただき、3月末をめどに公表したいと考えております。

これについては以上でございます。

引き続きまして、資料10ページをごらんください。

平成24年3月県立高等学校卒業予定者の10月末現在の就職内定状況について御説明いたします。

卒業予定者は7,676人、就職希望者は2,410人です。そのうち、県内希望が1,284人で、これは就職希望者の53.3%、県外希望が1,126人で、これは就職希望者の46.7%に当たります。

10月末の内定者数につきましては、県内739人、県外777人、合わせて1,516人となっておりますが、これを内定率で見ますと、県内が57.6%、県外が69%、全体の内定率は62.9%となり、前年同月が57.4%でありましたので、5.5ポイント上昇しております。

それを折れ線グラフであらわしたのが下の図でございますが、資料にはございませんけれども、ただいま報告いたしましたように、現在までは非常に好調ではありますが、しかしながら、懸念される状況といたしまして、県内の求人が非常に今、出足がよいわけですが、後半までそれが維持できるかということが心配の一つでございます。さらにまた、県外では、東日本大震災の影響で、関東から関西方面にかけての求人が減少しているという状況がございます。

そのような状況を受けまして、教育委員会といたしましては、進路対策専門員を就職希望者の多い高等学校27校に配置いたしまして、進路指導を担当する教職員と連携しながら就職支援に当たっております。並行しまして、主要経済団体等への新規学卒者等のための求人要請や、在京経営者会議に対し本県出身生徒への求人枠

拡大要請等をいたしましたり、また、教育長、教育次長が、学校から要望の多い県内企業50社を直接訪問し、求人確保・拡大を要請しております。さらにまた、県内全域の各商工会議所を教育次長が訪問し、求人要請も行っているところでございます。

今後、就職内定率を向上させるために、経営者団体等を通して、高校卒業予定者に対する求人確保や求人枠の拡大を引き続き要請しながら、ハローワーク等の関係機関や学校と綿密な連絡を取り、高校生の就職内定支援に努めてまいります。以上でございます。

○田村スポーツ振興課長 常任委員会資料11ページをお願いいたします。

「東日本大震災復興支援 第66回国民体育大会」についてでございます。

第66回国民体育大会「おいでませ！山口国体」は、9月9日の水泳競技から始まりまして、10月11日の閉会式をもちまして、全日程を終了したところでございます。

1に示しておりますように、本県の男女総合成績であります天皇杯得点は、昨年度の729.5点より189.5点多い919点、順位も28位となり、昭和62年の沖縄国体以来、24年ぶりに大きく躍進することができました。

2には、平成14年度第57回大会からの天皇杯順位及び競技得点の推移を示しておりますが、参加点である400点を除く今大会の競技得点では519点でございました。

その内訳を3に示しておりますけれども、競技得点を種別ごとに昨年度と比較しますと、上の段の3行目、少年男子が162点と、79点ふえました。また、2つ上の段、成年男子が234点と、56.5点ふえるなど、成年男女、少年男女すべての種別で得点を増加しております。また、

成年種別が254.5点、少年種別が264.5点と、バランスよく得点を上げております。

4には、入賞競技を団体競技と個人競技に分けて示しております。

(1) 団体競技では、ソフトボールの成年男子、バスケットボール少年男子の優勝など、10競技12種別での入賞がございました。競技得点は、一番下にありますが、昨年度より186.5点増の278点となったところでございます。

次のページをお願いいたします。

(2) 個人競技では、一番上、カヌー競技の成年男子、大園選手、同じく少年女子の高橋、竹本選手、ウエイトリフティング少年男子の米澤選手の優勝を初め、9競技47種目で入賞がございました。競技得点は、一番下に示してありますが、昨年度より3点増の241点となったところでございます。

このように、今大会は、目標としておりました「天皇杯順位30位台」及び「競技得点400点」を達成することができましたが、これは監督・選手の皆さんには「がんばろう宮崎！」を合い言葉に、宮崎のみならず、東日本大震災からの復興のため、全国に元気を発信する気概を持って競技に臨んでいただいた結果であるというふうに思っております。本県選手の堂々とした戦いぶりに心から感謝を申し上げるところでございます。

今回の結果に満足することなく、今後の競技スポーツの推進に向け、しっかりと検証を重ねまして、安定した競技力を維持できますよう、関係団体等としっかり連携を図りながら、対応・対策を進めてまいりたいというふうに考えております。今後とも、御支援をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○河野委員長 その他の報告事項に関する執行

部の説明が終了いたしました。質疑はございませんか。

○中野委員 まず、第66回国民体育大会の結果、皆さん方の御努力に対しても、心から感謝を申し上げますと思います。何かすがすがしい気持ちでいっぱいであります。それで、頑張ろうということでの精神論だけで519点、天皇杯28位ということでありましたが、そればかりではなかったらと思うんですが、率直に言って、こんなに躍進したというのは、その精神論のほかは何があったんでしょうか。

○田村スポーツ振興課長 気持ち的なものも非常に大きかったのかなというふうには思っております。昨年までは、国体におきましては、ベスト8に入らないと競技得点というのが獲得できないんですが、ベスト16の段階で敗れるというのが非常に多かったんですね。その一つハードルを越えるための取り組み、意識改革でありますとか、先ほど言われましたけれども、それと、あと宮崎県選抜としての早い段階からの取り組み、そういう取り組みの成果が今回実を結んだのではないかなと。それから、先ほども言いましたけれども、成年のソフトボールを初めサッカーもそうなんですが、成年種別が非常に活躍してくれました。これも、企業も当然ですが、競技団体等が一丸となって、国体に向けた選手強化を図っていただいた結果ではないかなというふうに思っております。以上です。

○中野委員 わかりました。次に、学校政策課長にお尋ねいたしたいと思いますが、今、我々の手元にあるのは骨子素案ですよ。骨子素案のいわゆる項目を一応並べたもので、本当はこれは冊子みたいなものがあるんですか。

○長濱学校政策課長 今それを作成中でございまして、次回の常任委員会でお届けさせていた

だきたい、御説明させていただきたいと考えております。

○中野委員 次回は1月下旬で、その後、パブリックコメントをして、3月上旬のまた常任委員会に出されるんですが、私は、まずは大きな分厚い冊子があって、我々も、議会の採決は必要じゃないんだけど、ないがゆえにそういうものが早く渡って、じっくりと読まなかったということがないように、じっくりと読んで、いろいろ意見を述べたかったんだけど、こればかりじゃ何を質問していいかわからん気がするんですよ。きょうも何か4～5名来ていらっしゃいますが、このことで来られたような、ちょっと耳にしましたが、これで質問というのはなかなかできないんですが、それでもちょっと質問していきたいと思っております。まず、「はじめに」の中の第二次宮崎県教育振興基本計画、これは我々委員を初め議員には、もう既にみんなに配ってあるんですかね。

○安田総務課長 各議員の皆さんに配付させていただいております。

○中野委員 私がお願いしましたよね。あの後にみんなに配ったのですか。

○安田総務課長 6月議会で御承認をいただきましたので、議案として配付させていただいております。

○中野委員 修正がありましたかね。修正されたものが配られているんですか。

○安田総務課長 その後に修正した分も配付させていただいております。

○中野委員 まだもらっていないという人がいたものだから、確認をしたところなんです。それはわかりました。まず、8ページのほうから、2の「高等学校教育の魅力づくり」、そして（3）多様な生徒への対応、○不登校経験者や

中途退学者等への支援について、これは非常にいいことなんです。いいことですが、県立は私学の後追いなんです。県立高校がまだそういうことに全く手を出さないとか取り組まないうちに、私学が一生懸命になって取り組んだ。そういう人たちの、いわゆるこれをびしっとする、していいんだけど、そういう私学が開拓したこととの整合性ですかね、そういうことをどのようになされているのか。そしてまた、私学のほうは、総務部のほうで管理しているわけですが、その辺との調整とかをされておるものかどうかをお尋ねしたいと思います。

**○長濱学校政策課長** お答えいたしますが、まず、基本姿勢としましては、県立高校に入学した生徒は、卒業まで面倒を見ると、卒業させるというのをやはり基本にすべきだと考えております。そういう意味で、不登校あるいは中途退学にならないように、生徒指導・相談体制等を一層充実するということが求められております。やむなく退学するという場合につきましては、その次の進路先まできちんと面倒を見ると、それが大事かなと、それが例えば私立高校であるかもしれませんが、今、受け皿になっております定時制・通信制高校であるかもしれません。私どもとしては、決してすべてを私立高校へというつもりは全くございません。あくまでも生徒の希望を尊重しながらということでございますが、ただ、私立高校がそういう意味で非常に受け皿になって頑張っているという点については、大変感謝しているところでございますが、その辺の、公立を退学した生徒等のことについて、私立側と協議する場というのは、今のところございません。

**○飛田教育次長（教育政策担当）** 県立高校、

それから私立高校の定員の調整につきましては、毎年私学と協議して、次の年の定員発表をしております。それぞれの立場があるわけで、従来からずっとその線は崩さずにやってきております。それから、今、学校政策課長が申しあげましたことに重ねて加えるなら、多様な生徒のニーズにこたえるというのは、今、我々が求められているところでありまして、もちろん定時制・通信制もそうありますが、例えば、平成5年だったと思いますが、文科省が新しい制度として総合学科というのを打ち出しました。そのときに、総合学科というのは、本庄高校だとか都農高校とかがそういう学校なんです。学びの動機づけをきちっとさせて、キャリア教育を重点化してやろうというようなこともあります。それから、現実には、先ほど課長も申しあげましたが、一たん退学しても、もう一回学びたいという子供たちもおるわけです。そういう子供たちをどうやって、そういう機会をもう一回燃えさせてやるか、私学と協調を図りながら、一生懸命どういう取り組みができるかというのを今庁内で検討しているところです。以上でございます。

**○中野委員** 6～7年前にこのことを含めた教育に関する審議会があつて、そのときの論議の内容も御検討願いたいし、また私学とは定数について毎年7・3の割合ですかね、定数について協議されておりますが、このことも含めて、ぜひ協調されることはしていただきたいなど、このように思います。お願いしておきます。

次に、9ページのほうですが、「魅力ある中高一貫教育の推進」ということで、その3の中に連携型中高一貫教育校に関する検討ということで、今まで中高一貫については、いろんな流れ、いろんな形でずっと模索とか取り組まれて

おりますが、これを検討ということですが、何か新たな形で、確固たる位置づけで、こういう取り組みをされるつもりなのかどうかをお尋ねしたいと思います。

**○長濱学校政策課長** 中高一貫教育校につきましては、御存じのように、五ヶ瀬中等教育学校と、それから西高と泉ヶ丘高校にあります併設型中高一貫校がございます。併設型の場合は、新たに県立の中学校をつくって県立高校とつなげるという形態でございますが、連携型は、今ある既存の市町村立中学校と県立の高等学校の連携を図るというところに違いがございます。連携校同士では、教員の交流であったり生徒間の交流をしながら一貫した教育をやると。例えば、部活動を一緒にやるとか、中学校の先生が高校に、高校の先生が中学校に行って授業をするとか、場合によっては生徒も一緒に、中3と高1は一緒に授業をするとか、そういうことが可能になってくるという形態で、ただ、やはり高等学校と中学校の位置というのが非常に課題になります。余り遠いと、なかなかこれできませんし、そういう点では、かなり限定される部分はございますが、以上のような状況でございます。

**○中野委員** 連携型ですから、いろんな模索があると思いますが、できたら義務教育9年生を、12年生を目指して、高校進学率もかなり高いわけですから、全国に先駆けた取り組みを目指す形で、連携型中高一貫教育校に関する検討をぜひ進めてほしいなと思います。要望しておきます。

次に、「活力ある高等学校づくりの推進」であります。ここの適正規模、今の基準は4クラスから8クラスです。この前、一般質問で井上議員から、8クラスを超えた学校もあって、

その取り組み、新設校のことも含めて質問がありました。8クラスを超えた学校というのもある中で、それ以下の学校も実はあるわけですよ。スタートのときから3クラス、その中で少子化が進んで、今でもなかなか3クラスの維持というの難しい環境にあるし、これからまだまだ生徒数が少なくなる中であります。下のほうにも、いろいろと「適正規模を外れる云々、対応の考え方」とか、あるいは「全体的な動向及び適正規模への対応について」ということで、この4ないし8クラスという基準を見直されるような文言にも見えるわけだけれども、その4クラスから8クラスという基準、3クラス以下が云々というただし書き等の見直しも視野に入れた、こういう項目になっているのかどうかを御確認させていただきたいと思います。

**○長濱学校政策課長** ただいまの件については検討中でございますが、この計画のもとになりますものを御提言いただきました学校教育改革推進協議会の報告とまとめでは、次のような提言をいただいております。「現行計画の適正規模や統廃合の考え方等を踏まえるとともに、今後、国の動向等も注視しながら検討していく必要がある」ということをいただいておりますので、この報告、まとめの提言を受けながら、今、検討中でございます。

**○中野委員** 前期計画の中に入りたいと思うんですが、今回は前期計画だけを打ち出して、中期、後期の残りの7年については、先送りという感じがしてならんわけですがけれども、この前期の中での学級数等増減計画ですがけれども、現実的に3クラス維持が難しいんですよ。やはり私は、どんどん、やがて宮崎市でさえもそういう傾向になると思うんですよ。普通科の選抜制度をやめたのも、大宮高校がそういう高校

にあるということが発端で、普通科の選抜制度をやめたというふうな認識を私はしているんだけれども、宮崎市以外の地方においては、かなり生徒数も激減する方向にあるわけですから、端的に言うならば、1学年2学級制、それも容認した形で、中期計画、後期計画も含めて、ぜひ、そういう方向で検討、実現を図っていただくようお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

**○長濱学校政策課長** 先ほど申しました学校教育改革推進協議会の提言には、次のように書かれています。「地域の小規模の学校がさらに学級減となる場合は、生徒の通学時間や保護者の経済的負担、地域の実態等に十分配慮しながら、「生徒にとって、より良い教育環境を創造する」という視点に立つ必要がある」というような表現がございます。この提言を真摯に受けとめながら、今、検討しているところでございます。

**○中野委員** 具体的に言いますが、少なくともえびの市の飯野高校、串間の福島高校は、この3年間においては、平成25年度から平成27年度までにおいては、存続されるというふうに認識していいわけですね。

**○長濱学校政策課長** その点も含めて、今、検討中でございます。

**○中野委員** 先ほど地区協議会とかいろんなところの意見等も踏まえて検討されるということで、その意見の中に、存続をぜひという含みのある意見で取り組まれると、それからまた、この前の一般質問でも、教育長は議会の意見を聞いてということを経三言われたように思いますので、前期だけでなく、中期も後期もその以後も、今言った学校が存続されるように、ぜひぜひお願いしておきたいと思います。終わります。

**○河野委員長** 暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時0分再開

**○河野委員長** 委員会を再開いたします。

**○外山委員** お疲れさまです。この教育整備計画の件ですけど、私人としては、重点項目を網羅していると思うんですが、見ますと、「魅力と活力のある高校教育」とか、この2ページで「魅力」が9つ、「活力」が4つ出るわけですね。こう見ると、確かに大事なことですけれども、僕は、中に「魅力ある教師の育成」という、そっちの分野に踏み込めないんですかね。例えば、学校だけじゃなくて、先生そのものにも「魅力ある教師の育成」みたいなね。例えば、今の世の中が、コンプライアンスとか保護者からのわけのわからないクレーム等で、非常に先生たちが萎縮してしまって、現場では先生も大変苦労されているんですね。今、どこかでこういうものを見つけて、教師というか先生が自信を持って取り組める環境づくりをしてあげるのも必要かなと思ったりするんですね。これは余談ですけど、例えば、現場では激しくあるいは厳しく怒れないという現状がありまして、時によほどの事情があって、いかなる理由があっても、ちょっとでも手を上げれば暴力というふうに認定されてしまって、先生たちが本当にどこまでが熱心な教育なのか、指導なのか、線引きが非常に難しくなっていて、これはいきなり変えられませんが、いわゆる計画とずれるかもしれませんが、先生方に対する、せっかく「魅力」という言葉を使っているんですから、学校に魅力が生まれて、生徒にも魅力があって、かつ先生にも魅力ある先生をつくるのが最近のもう一つの大事なことかと思うんですよね。その辺はどうなんでしょうか。

○長濱学校政策課長 大変貴重な御提言ありがとうございます。この教職員の資質向上ということにかかわりまして、お手元の8ページの2の(2)魅力と活力ある教育を支える体制の充実と環境の整備のところの丸の最初のところに、教職員の資質向上というところがございますが、ここのところで、まず基本的な方針、施策等を述べて、至るところで教職員の取り組みの充実あるいは資質の向上については触れることにはしておりますが、委員の御指摘の点で、またこういう1項を大きく取り上げるとかも考えねばならないとは思いますが、ただ、現在、本県では、教職員人材育成計画というのをつくりまして、今その進行中でございます、そちらのほうにかなり詳しく人材育成の方針が盛り込まれておりまして、そことの整合性も図りながら検討させていただきたいと思っております。

○外山委員 ぜひお願いします。魅力ある先生、慕われる先生の養成というのが、やっぱり教育現場の充実につながると思うんですね。先生の人気があったり、生徒に慕われたり、それが基本で、教育はそれからですもんね。頭から意見が合わなかったり、嫌いな先生たちとは、子供は受け入れませんもんね。以上、結構です。

○横田委員 最初に、基本的なことをちょっと教えていただきたいんですけど、キャリア教育と職業教育の違いをちょっと教えていただきたいんですが。

○長濱学校政策課長 まず、わかりやすいのが職業教育でございますが、これは特定の職業につくための能力等を育成する。例えば、建築の仕事がしたいから建築科に行く、農業をしたいから農業を勉強する、これが職業教育でございます。それに対してキャリア教育は、非常にぼやとした言い方なんですけれども、一人一人

の児童生徒が、一人の社会人として、職業人として自立できるような、その基盤となる能力や態度を育成する。ちょっと抽象的、例えば、これはどんな仕事についても必要な能力と言っているかと思っております。それは基礎的・汎用的能力と呼んでおりますが、一例としましては、例えばコミュニケーション能力、今非常にこれが劣っていると言われております。あるいはチームワークを大事にする気持ちとか、あるいは一つの課題にぶつかったときに、自分でその課題を分析して解決していくような力等々を培う教育というふうに言っているかと思っております。したがって、先ほど申しました職業教育は、主に専門高校、高校の職業学科が担うことが中心であります。キャリア教育は、幼稚園から大学まですべて必要な教育であるというふうに言われております。以上でございます。

○横田委員 ありがとうございます。聞けてよかったです。次に、大きい2の「高等学校教育の魅力づくり」の中の特別な支援を必要とする生徒への対応ですけど、学習障がいとかの発達障がい児が、一番大きな問題は、高校入学のときの選抜試験をいかにクリアできるかだと思うんですけど、今の私立で例えば共生クラスとか、そんなのを取り入れている学校がありますけど、県立高校に入りたいといっても、試験をクリアしないといけないという大きな問題があるわけですね。そういったことも含めての充実というふうに考えてよろしいのでしょうか。

○長濱学校政策課長 今、委員の御指摘の点は、一つの課題ではございます。ただ、やはり高等学校は、高等学校の教育を受けるにふさわしい能力と適性を持った子供を入学させると、これが根本的な原則でございます、いわゆる適格

主義という言い方をするわけでございます。そのハードルをどこまで下げるかという点はございますが、あくまでも高校に入りましてから、きちんと授業を受けて、そして一定の成績をとると、そこが前提になっておりますので、今のところ、その線は堅持しながらいく必要があると。ただ、いろいろ障がいを持った方で、例えば視覚障がいの方であれば、高校入試の試験問題を1.3倍にして配付するとか、あるいはちょっとほかの生徒と一緒にいると緊張して受けられないという子は、申し出れば別室で受けさせるとか、そういうふうな試験上の配慮は十分やっているところでございますが、判定の基準を大きく下げる、そういうところまでは、いわゆる高校入試の公平性という点からどうなのかというところで、検討の一つのものではないかなと思っております。以上でございます。

**○横田委員** 次に、大きい3の「高等学校入学者選抜制度の改善」についてですけど、推薦入学者選抜制度、これは私の子供のときにも経験したんですけど、推薦試験を受けて滑って、また一般試験を受けて通る人ならいいんだけど、推薦で失敗したときに、ちょっと自信をなくしてしまって、ほかの学校を受けざるを得ないとかいう子がたくさんいると思うんですよ。何のための推薦制度かなと思ったものですから、そういった意味も含めての改善ということによりいいんでしょうか。

**○長濱学校政策課長** ただいま言われました、推薦で不合格になって、そしてまた、なかなか次に気分を切りかえられないという生徒がいるというのは、よく聞いているところでございます。そこにつきましては、中学校の指導で一生懸命、今ケアをしているところでございますが、今回の改善の方向性としましては、また繰り返

しになってしまいますけれども、学校教育改革推進協議会の中で、次のような提言をいただいているところでございます。「幅広い角度から受験生の適性や能力をみることのできる現行の推薦入試制度は今後も維持しながら、選抜方法については、中学生段階における学習習慣の定着や基礎学力を身につけさせるという観点や、当該高等学校における学習に適応できるかどうかをみるという観点からも、推薦入試に教科の学力検査を導入することについて検討する必要がある」と、いわゆる推薦入試、今、学力検査を一切やっておりませんが、その推薦に学力検査も実施できるようにしたらどうかという提言をいただいたところでございます。その提言を受けまして検討した結果を、この中に反映させたいなと思っているところでございます。

**○横田委員** 次に行きます。中高一貫教育ですけど、併設型のほうは今3校だったですかね、それ以上ふやすというのは考えないのかもしれませんが、わかるんですかね。もう一回併設型をちょっと教えていただけませんか。

**○長濱学校政策課長** 併設型につきましては、実は1校目の西高附属をつくりまして、その3年後の平成19年に、今後はどうすべきかということの有識者の方にお集まりいただいて、今後の中高一貫校のあり方についてということで検討していただきました。その中では、あと1校、県南地区につくることが望ましいというふうな報告を受けております。いわゆる今、それを受けまして、泉ヶ丘に附属高校ができたということございまして、現在のところ、その報告に基づいて、現在の3校を維持していく方向でございます。

**○横田委員** 当然、例えば私立高校なんかも、中高一貫を結構取り入れておられますよね。やっ

ぱりそれぞれの学校の特色づくりというか、それで努力をされてきた結果だと思えます。それとまた、併設型の中高一貫校がないほかの地域から、生徒がどんどん流出してしまうという不安の声もあるわけですね。そういったことも含めて、あんまりあちこちつくればいいというものじゃないと思えますので、そこらあたりも考慮に入れながら検討いただきたいと思います。

それともう一つ、国体ですけど、私も非常にうれしく思っています。今回のこの成績だけじゃなくて、高校のインターハイなんかでも、全国トップレベルの競技がたくさんありますよね、今。そういった意味で、かなり宮崎県の競技力は高くなってきているんじゃないかなというふうに思っています。今回28位ということで、次からこれがまた比較対象になるわけで、また今後も非常にづらい指導が待っているんじゃないかと思えますので、ひとつこれまで以上に御努力をお願いしたいと思います。以上です。

**○井上委員** ちょっとまた戻りますが、高等学校教育整備計画のことについてお尋ねしたいと思います。私は一般質問をしましたので、そのことも踏まえてお聞かせいただきたいと思いますというふうに思っているところです。実は、中高一貫校、先ほど出ましたが、そういう御意見等も含めてですけれども、私は、議場でもちょっと申し上げましたが、一つ整理しておかなければいけないのは、五ヶ瀬中等教育学校を一回きちんと整理する必要があるのではないかというふうに思っているんですけど、それについてはいかがなんでしょうか。

**○長濱学校政策課長** 実は、五ヶ瀬中等教育学校がつくられましてから10年を経過した17年でしたか、大がかりな検証を行いました。ちょっと今、手元にその資料はございませんけれども、

その当時、卒業生に、仕事に当然ついている人たちもいたんですが、わかる範囲ですべての皆さんにまず卒業生のアンケートをとったり、もちろん在校生にもとりましたし、それから保護者の方にもアンケートをとりました。それからしますと、やはり卒業生にとっては、「本当に卒業してよかった。自分たちの誇りにできる学校だ」というのが大勢を占めたところでありませう。私としては、卒業生のそれが一番の答えじゃないかなと、評価ではないかなと考えております。

**○井上委員** つまりは、五ヶ瀬の中高一貫校というのは、非常に評価すべき学校であるというふうなことですよね。私、答弁いただいたのが、多分そういうことを答弁いただいたと思うんですね。それで、議場でも、一般運営費を中心として、生徒にかかわる金額とかもちょっと言わせていただきました。先ほど中野委員からもちょっとありましたが、「活力ある高等学校づくりの推進」、ここが非常に今後問題になるところだと私は思っているわけですよ。地域に学校がなくなっては困るわけで、地域の皆さんは、そのことを非常に戦々恐々たる思いで保護者も見ているわけですね。ですから、申し上げましたとおり、関係する市町村長も含めて、意見交換会をしたらいいいんじゃないかということとかも提起させていただいたわけですね。それはけんもほろろの御意見でしたが、そのことも含めてそうなんですけれども、五ヶ瀬を評価するとするなら、先ほど外山委員からも出ましたが、非常に質の高い先生も含めてですけれども、そういう加配のあるような丁寧な五ヶ瀬のような高校を、例えばえびのにつくり串間につくれば、それはそれで非常に特色のあつて活力のある学校づくりということになるじゃないですか。簡

単な言い方をすれば、そういうことを言いたいわけですよ。ですから、今後、高等学校の適正配置みたいなことが言われるとするなら、委員長から私は高等学校はどうあるべきかということをお願いしたときに、非常に感動しながらあれを読ませていただきましたが、その方向性をすべてのうちの県内の保護者の方たちにじっくりとわかっていただくには、一々学校をかわって、地域までかわってどこかに行かせなくてもいいように、本当に地域を大事にする、育ったところから学校に行きゃいいんですよ。本来ならそこに行かせたいわけですよ。学校間の格差もなくなってほしいわけですよ、そういう意味で言うと。だから、私は今回の議場では、非常に逆説的な言い方でいろいろ御質問をさせていただいたんですが、そういう意味で言えば、五ヶ瀬をよしとするなら、これぐらいのことを加配も含めて、先生の体制も十分にしさえすれば、飯野が今、進学率が非常に下がっていますけど、これだって巻き直すことができ、子供たちが学校にがつんで行けるような、そういう学校というのがつくれるのではないかと思うんですよ。ですから、そういう議論を含めて、ある意味ではひっくり返すような議論になるかもわかりませんが、地域をきちんと、中山間地対策であればほど金を使っているわけですから、そのことも含めて、地域にしっかりと学校をつくり上げていく、先生の加配もきちんとする、そういうことやらも、基本的なことをきちんとやった上で、学校間格差をなくしつつ子供たちが選べるような、そういう魅力やら活力ある学校というのを逆につくっていくということが、この議論の中でされていくのが本当ではないかというふうに思っているわけですよ。ところが、中野先生やらが怒ってはいけなから、だれさん、

岩下先生が怒ってはいけなからということで、ちょっと先延ばしすれば話が済むという問題ではないのではないかとというふうに私は思っています。ですから、そういう意味で言えば、基本的に高等学校はどうあるべきか、宮崎の子供たちがどういう教育を受けられるのかということとは、しっかりとした議論と、その素材になるようなものを私たち県議会議員にも提供していただかないと、このままだと、議論をちょっとだけ先延ばしにして、なし崩し的に、例えば飯野だとかああいうところに行く子供たちが減った段階で何かを決めていくというようなことをされると、非常に私は問題が起こってくると思うんですよ。ですから、本来、宮崎県の高等学校はどうあるべきかということが、きちんとした議論の提供というのが、この素案であったとしても、提供がないと、素案を私どもが見逃しておく、でき上がったものを、これを承認してくださいということになる可能性が非常に高いと思うんです。だから、議場でも何度も申し上げましたけど、地域の一番の大きな活力の一つになるのは学校なんですよ、子供なんですよ。ですから、それを考えたら、中山間地対策で、今回、田口雄二議員が何年間で何兆使っているという話をさせていただきましたが、それと同じなんですよ。同じことを繰り返しても、金を注いでも注いでも地域がそれこそ衰退化していくということになる可能性があるわけです。だから、基本的に何のどこに金を使ったときに地域が活性化していくのかということをしかりと、教育委員会は教育委員会のここだけ話せばいいということじゃなく、県政全体のことを見越して政策的に議論されていかないと、この整備計画は、本当に目先をしゅっと通り抜けたような、そういう計画になる可能性は非常に高

いのではないかと、ここは本当に危惧するんですよ。だから、今回、私ども、この議論をするときに、任されている部分が余りにも大き過ぎるところがあるわけですが、だから私は知事にも聞いたけど、知事もまた円卓トークみたいなことばかり言うておられましたけど、基本的にはそういう協議をしなければいけない、そしてまた、それをやり切ったら、宮崎はすばらしい教育の、全国にも誇り得る教育の体制というのを、つくり上げることができるのではないかなと思うんです。人口推計を見ていただいたらわかるとおり、地域の人口推計も御存じのとおり、あんな状態なんですからね。だから、ここが抜けると、この議論を私たちにしなさいと言われても、そのころに私たちは生きていないからとかいう問題じゃないと思うんですよ。これは責任のとれない問題になる可能性があるんで、そこをしっかりと正直なところをぼんと出してでも議論をさせていただかないと、いつまでたっても同じことの繰り返しを、なぜるような議論をして終わるといふことになると思うんですよ。そこはしっかり聞かせていただきたいところなんですけどね。

**○長濱学校政策課長** ありがとうございます。この高等学校教育整備計画につきましては、議員の御指摘のとおり、非常に重要な問題であるととらえております。そこで、幅広く意見を聞くということからしまして、学校教育改革推進協議会を普通1年しか開かないところを2年間開いて、29回、各地域の御意見を賜ったところであります。そして、その意見をまとめたものが報告提言でございます。私どもは、その報告提言を受けながら、今、一生懸命検討しているところでございますが、議員御指摘のとおり、要するに廃止ありきの議論ではなくて、いかに

魅力と活力のある教育環境を子供たちに提供するかという視点を大事にしながら、今検討させていただいています。地域の問題に関しましては、御存じのように、現行の整備計画の4から8に関してのただし書き条項のところ、**「一律に適用されるものではなく、高等学校の所在地や学校種、生徒・保護者・地域のニーズ等に適切に配慮する」**と、この所在地というところも非常に重要な点であると。それから、提言がなされた中でも、先ほど申しましたとおり、**「生徒の通学時間、保護者の経済的負担、そして地域の実態等に十分配慮しながら、生徒にとって、より良い教育環境を創造する」**と、そういうふうになっております。この辺のところを十分踏まえながら今検討させていただいて、今後の高等学校教育の全体像、マスタープランを次回の1月にお示しさせていただきたいなというふうに考えております。

**○井上委員** 教育の専門家の方の言われることは、教育の専門家の言われることです。それはそれでいいです。そこは十分お話を聞かれたらいいと思います。この人たちって政治家なんですよ。だから、そこだけで物事を考えていないんですよ。地域、県政の均衡ある発展はどうしていくのかとか、そういう政治的な視点も含めて、一応うちの常任委員会は、そういう議論をする場所であるわけですよ。だから、個々の中身で、どれほど教育の専門科の方が何を言われようと、どんなふうに言われようと、それは一つの御意見として承ることは私たちもできるんです。問題は、その学校というものが、県政全体に占める位置は何なのかということを考えられるのが政治家なんですよ。だから、そこでの議論のあり方が、ちょっとそぐわないところがあるわけですよ。だから、出されてい

ることは、私は、常に県が出すものはすばらしくて、よくできていて、何か突っ込みようがないような、このまま見逃せば見逃せるようなものがいっぱい出てくるというふうにも思うんです。ただ、じゃそれが地域の実態と合っているのかということになってくると、そこに私たちが問題視しているところがいっぱい出てくるわけですよ。だから、先生の数が足りないなら先生の数もふやさないといけないでしょうし、だったら、そのための対策はどうしたらいいのか、財政的措置はどうするのかということとかを議論する必要がある、私はそう思いますね。だから、宮崎県の子供に公平公正な教育を受けさせるということ、そのためのありようというのをきちんとしてもらわないと、飯野の子供たち、ちょっと我慢してね、あそこの子供、我慢してね、そんなことは言えないということなんですよ。じゃ五ヶ瀬の子だけ1人40何万使ってもいいよと、大宮の子は2万6,000円、それでいいよと、そんな話ではないということなんですよ。だから、五ヶ瀬は、臨時の先生がいらっしゃるわけではなく、正規の先生たちが十分な配置をされているから、だから進学率だって普通にあれだけあってもいいんですよ、そこはそうやって集めているんだから。結果が出てきて、そういう結果になるだろうということは、だれもが予測つくんですよ、それだけ勉強させれば。だから、英語の授業なんかも、20と20で先生が十分にすれば、そりゃ成績は上がるわけですよ、ある程度。みんなそうやって上がっていくわけですよ。だから、そのあたりのこととかをしっかりと、最初に中野委員が言われたように、この資料はこれだけですかみたいなことに私もなると思うんですよ。十分に議論している内容をしっかりと隠さず提起してもらわないと、

ちょっとこれはまずいんじゃないかなと思うんです。これはそんなに見逃せるような内容では私はないと、海洋高校も含めてそうだけど、何度も言っているように、海洋高校の特殊性はどうやって残すのかとか、いろいろ考えてしまうわけですよ。想像しただけで、いろいろ問題ありきになってしまうわけですよ。だから、私ども議員にこれを納得させようと思ったら、やっぱりそれだけのものを提起していただきたい、しっかりとした議論ができるような素材も提供してもらいたい、そんなふうにも思うんですけど、いかがなんですかね。

**○長濱学校政策課長** ありがとうございます。先ほどちょっと説明不足でございましたが、学校教育改革推進協議会には、各地区のPTAの代表の方とか、あるいは学識経験者の方等も入っていただいているところでございます。今お話のありました議員の意見を十分聞くようにというようなことでありますけれども、本会議で知事並びに教育委員長がお答えいたしましたように、県民の代表者であられます県議会の皆様の御意見を十分伺いながら検討してまいりますと、それに沿って、今、日程表にもありますように、数回にわたって御説明申し上げております。もちろんそれ以外にも、あらゆる機会をとらえて御意見を賜りたいというふうに考えております。資料につきましては、次回、全体像という形で御提示させていただきます。

**○井上委員** 最終案みたいなものを出されると、それは非常に困るということですよ。それは言うておきます。それと、これを最後にしたいと思うんですが、中高一貫校のありようと、もう一つは、連携型中高一貫教育校に対する考え方としたときに、連携型中高一貫教育の人たちは、相当な加配をしない限りは、中高一貫校の

ようにはできないのよ。だから、そういうこととかを、これは書き方はこの一行よね、下の一行。だけど、この連携型中高一貫教育校、これはできますか。できないでしょう。高等学校の先生は、中学校に出かけていくのか、資料提供するのか、中学校の先生はどうやってどんなふうにするのか、ちょっと具体的に言うと、なかなかこれって加配がないときついんじゃないですか。だから、書かれていることと実態とのそごですよ、その合わない部分はどうしていくのかなというのが物すごく心配なんですよね。これは加配するんですかね。

**○長濱学校政策課長** 中高一貫校につきましては、別途加配が国のほうからされる措置もとられております。それを踏まえて五ヶ瀬は配置しているわけでございます。連携型についても同じように、当然加配を検討しなければならないというふうに考えております。いずれにしても、この連携型につきましては、例えば隣の鹿児島県でいいますと、与論高校と喜界高校の2校、これは島にあります。要するに、その地区の生徒がほとんどその高校に進むというような条件がそろったところに非常に適したものでございます。もちろん、そういうところでもないところもありますが、それが本県の中で果たして可能なのか、そして可能とすれば、どういう手だてをすれば充実した連携ができるのか、さらにその辺を研究して勉強してまいります。

**○井上委員** 本当に最後で、これは加配はあると、加配はその方向であるというふうにお聞きしたので、一つ確認をさせていただきたいと思いますが、この問題は、本当に簡単に、ただこの日程どおりに通せるのかどうか、ちょっと私も心配しておりますが、最後に、これについて、今後どういう方向で、またどんなふうにも、私の

意見は私の意見でとどまるのかもしれませんが、ちょっと教育長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

**○渡辺教育長** この高等学校教育整備計画については、骨子という形でお示しさせていただいておりますけれども、先ほど来、学校政策課長が申し上げておりますように、これまで学校教育改革推進協議会で29回の会議を開いて、大変幅広く御意見を賜ってきて、そのまとめを受けて今回の計画の骨子に、検討に当たっては、そういった考え方を十分踏まえながら、骨子を立てさせていただいたところでありまして。それで、先ほど来、井上委員がおっしゃっています、要するに高等学校が地域になくはならないものであるということは、これは私どもも当然そういうふうに認識いたしております。ただ、これは私も前の本会議で答弁させていただきましたけれども、要するに学校が初めにあって地域があるのか、地域があって学校があるのかという議論になったときに、まず、人がそこに集まってこないことには、学校というのは成り立たないわけだと思っております。ということは、その学校がそこに存続し続けるためには、そこに産業等が活発にあって、人が集まれるような地域に持っていくということが一番大事なことだと思っております。そこが出発点だと思っております。ですから、政治家の皆さん方、行政も一緒になって、いかにして地域を活性化していくのかということで、これまで随分と腐心してきているところだと思っております。その上で、現在の流れとして、少子高齢化の流れというのが非常に急速な勢いで進んできていると。そういう中で、いかにして高等学校の魅力と活力を我々は維持していくのか、それで大変実は悩んでいるということでもあります。ですから、この計画につきましては、

3月上旬に最終計画案という形でお示ししておりますが、私としては、ここで一応の案は最終計画案として示させていただきたいと思っておりますけれども、それが絶対的なものであるとは思っていません。やはりこれについては、県議会の皆さん方の意見を十分踏まえた上で、最終計画案に反映させてつくりたいなと思っておりますので、そのところは押さえておきたいと思っておりますが、絶対的なものではないと考えています。ただ、それまでに我々がどうやって皆さん方の御意見を酌み上げて、絶対ではないけれども、御理解をいただけるような案に3月の段階で持っていけるのかなというふうに考えておるところであります。以上です。

**○井上委員** 教育長からそういう率直な御意見とかをいただくと、だから、結局私どもは、地域の皆さんを説得もしないといけないわけですよ、こういう状況になりましたということも含めて。だから、一緒に議論させていただくとするならば、素材はきちんと提供していただいて、ともに産業の発展も含めてそうですけど、私どもに責任がないとは言い切れないところもありますので、十分議論させていただきたいので、素材の提供はお願いしたいと思っております。以上です。

**○有岡委員** 幾つか御質問したいと思っておりますが、子供たちのための計画づくりだというふうに認識しておりますので、現場の声というんでしょうか、とらえ方についてお尋ねしていきたいと思っております。併設型の中高一貫教育と連携型の中高一貫教育がある中で、実は一般質問の中でキャリア教育の考え方の中にも本当は入れたかったんですが、中高一貫でしたとき、併設型の一つの課題としては、15歳を迎えた、一つの立志式を迎える、そういう自己確立の大事な時期に、

先輩がいることによって、そこに頼ってしまうというマイナス部分もあるというふうに伺っているんですね。ですから、この併設型を3校、今後継続しながら、連携型をつくることの一つのメリットとして、そういった年代に応じた成長に合ったものを大事にするという、そこら辺を中高一貫の中で大事にさせていただけると、キャリア教育の話の中でも入れたかった部分ですが、そのときそのときの子供たちに大事なものが芽生えるような、そういう環境をつくっていただきたいというのが一つあります。それと、もう一つ、この計画をつくる段階で、僕は、現場主義ということですから、高校の学校経営者というのは校長先生がいらっしゃるわけですが、例えば1年生が入学したときは、部活動、スポーツでも文化部でも必ず入ってもらう努力をするとか、学校経営者の判断でいろいろ努力していらっしゃると思うんですね。そういった意味で、この整備計画の中には入れられないにしても、そういう現場でやっていらっしゃる、努力していらっしゃる項目を一度整理されて、また報告いただくと、この計画には見えないけれども、具体的な取り組みがいろいろあるということが大事だと思っておりますし、現場のそういう取り組みが、僕は、部活動なりすることによって、学校に居場所がない子供たちが結果的にはやめていっていると、そういう子供の居場所をつくるための政策としても大事だなと思っているものですから、現場で校長先生たちの判断で努力していらっしゃることも、またお知らせいただくとありがたいと思っております。

御質問ですが、中途退学者というのが、今、高校の授業料の無料化というのが進んでいますけれども、これであっても、やはり経済的な理

由でやめていっている実態があるのかどうか、その点をまずお尋ねしたいと思います。中途退学者の実態の中で、経済的理由で、把握していらっしゃるでしょうか。

○長濱学校政策課長 絶対ないとは言えないんですが、数としては、ごく限られておりますけれども、あると言っていいかと思います。授業料以外に納付金もございますし、あるいは子供がどうしても家庭の事情で働かざるを得ない状況というのも当然出てまいりますので、絶対ないとは言えないかと思います。

○有岡委員 その中で、学校給食の関係でちょっとお尋ねしたいと思うんですが、埼玉県でしたかね、川内選手が給食費の滞納をきょうからやるんですがというテレビを見ていましたが、高校なり県立高校、実は市町村の学校でも滞納というのがありまして、なかなか解決が難しいんですけれども、学校給食費の未納というのは、債権として、例えば2年で執行停止になるとか、5年とか、そういった基準があれば、まずその点、ちょっと関連するという意味でお尋ねしたいと思うんですが、よろしくをお願いします。

○田村スポーツ振興課長 給食費の債権につきましては、今委員が言われたように、民法上の取り扱いでは、2年ということになっているようです。それ以後の債権時効につきましては、民法上の取り扱いの中で扱っていくというようなことで整理されているようでございます。

○有岡委員 ぜひ、何度も申し上げますが、現場の声を聞きながら、こういった計画をつくっていただくということが基本ですので、また私どもにも説明していただきたいと思いますが、学校経営者の皆さん方の声も大いに生かしていただきながら努力していただきたいと思いますが、給食費未納の問題は市町村にも関係する情

報ですので、ぜひスポーツ振興課のほうで、またそういった正確な情報をお知らせいただけるとありがたいと思っております。以上です。

○飛田教育次長（教育政策担当） 先ほど、井上委員や有岡委員からお話しいただいたことに、少し披露させていただくというようなことでお話しさせていただこうと思うんですが、中野議員は非常にそういうところをよく御理解いただいて、私たちのことに、最大限の飯野高校のあり方について御支援いただいているんですが、どの学校にも、その学校に応じて、その学校にふさわしい教員をできるだけ配置するようにしております。飯野高校には、極めてそのモデルとして引っ張ってくれるような教員も配置しております。ただ、そこにとどまらず、その先生方が中学校にこの前は行って、中学生を対象に授業を披露するとかいうようなこともやりますし、別な学校では、小中学校が水曜日の午後は職員研修をやっているんですが、その時間に何人かの先生が、生徒はまだ残っておって、そこで授業をするというようなこともやっております。それから、市町村との関係においても、えびの市長さんとはひざ詰めでいろいろ話をさせていただいております。どういう気持ちで学校を見ていらっしゃるか、この前、教育長が、子供にとっては、行きたい学校、親が行かせたい学校、そして行ったらよかったと思う学校というような言い方もありますし、それから別な言い方で言えば、学校は、勉強がしっかりできるとか、部活がしっかりできるとか、あるいは進学や就職ができるということも大切だと思いますが、さらには、例えばそこに行って自分の一生つき合える方ができた、例えば友達であり先生であり、あるいは自分はなかなか厳しい状況にあったけど、しっかりと伸びた、伸ばして

もらった、私は若いとき、25名というクラスの担任を経験させていただいたことがありました。25名ですから、定員を15名以上割っているんですね。そのときに、卒業式の日私の横に来て、ある生徒がわんわん泣くんですよ。「どうしたつや」と、「おめでとう」と泣くんですね。それは何かというと、「中学校の先生があなたはここしか通らんと言われた。だから悔しくてたまらんかった。だけど、今、卒業するときになって最高の学校でした」と言ってくれました。中高一貫校についても、かつて我々は県教委として、連携型ができないかということで模索しながら、幾つかのモデル事業をやりました。先ほどの人的配置はどうしたらいいかとか、どういうふうにやっていけばいいかと。だから、具体的にこうやりますということは書けないかもしれません。しかし、こういう方向だったら踏み出せるんじゃないかというようなことがまた書けるんじゃないかなと、そういうようなことを模索しながら、今真剣に議論をしているところです。以上でございます。

**○長濱学校政策課長** 補足させていただきます。先ほど、経済的理由で退学した生徒の数が、資料がございましたので、昨年度4名で、373名退学していますが、そのうちの4名でございます。以上でございます。

**○中野委員** 先ほど、給食費の未納の件、2年で民法上時効と言われましたが、それで何か民法上で進められるような話をされましたが、時効中断というのはなぜしないんですか。

**○田村スポーツ振興課長** 時効の中断ということでしょうか。

**○中野委員** はい。

**○田村スポーツ振興課長** 民法上では、債権の消滅時効については2年ということになってお

りますが、その債権中断、時効中断をさせるためには、裁判所等の督促でありますとか、そういうのがあれば請求とかいうことをするわけですが、そうすれば、時効はまたそこから繰り返し行われるということで、定期的に請求とか督促を行っていくことによって、時効は成立しなくなるというふうなことで聞いております。

**○中野委員** そういうことを時効中断というんだけど、その時効中断の措置をしないように聞こえたから、時効中断をして請求をずっと続けんと、みんな未納者になりますよ。だから、時効中断の措置を知らないということですよ。

**○田村スポーツ振興課長** 私も現場におるときに、私とあとPTAの役員さんたちと一緒に、夜、お伺いして、その文書を届けたりということをしてまいりました。1年に一回はそういうふうな取り組みをしながら、未納がそのままにならないように、未納で済まないように、それぞれ取り組んでいる状況でございます。

**○中野委員** 裁判によらなくても、請求して1円でももらえば、またそこから2年あるわけだから、そういう中断措置をして、やっぱり払わないかんぞというふうにしてほしいと思います。そうしないと大変なことになりますよ。

**○河野委員長** 次に、請願についてであります。

新規請願第11号「小・中・高の30人以下学級等の実現、義務教育費国庫負担制度の拡充・復元、学校給食費の無償化について、国に意見書の提出を求める請願」について、執行部からの説明はありますか。

**○安田総務課長** 特にはございません。

**○河野委員長** 委員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○河野委員長** 次に、新規請願第12号「教職員の増員、障害児教育の充実、学級編制基準・学

級編制基準日の改善、高校の納付金の軽減、災害・事故被災児への援助、安全・安心の学校を求める請願」について、執行部からの説明はありますか。

○安田総務課長 特にはございません。

○河野委員長 委員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 次に、新規請願第13号「全国一斉学力調査の廃止と教員免許更新制度の廃止について、国に意見書を求める請願」について、執行部からの説明はありますか。

○安田総務課長 特にはございません。

○河野委員長 委員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 その他、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時48分休憩

---

午後1時58分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

本委員会への報告事項について、局長並びに関係課長の説明を求めます。

○瀆砂企業局長 お待たせしまして失礼しました。企業局でございます。よろしく申し上げます。

本日御報告いたします項目につきまして御説明をさせていただきます。

お手元に配付しております文教警察企業常任委員会資料の、1枚めくっていただきまして目次をごらんいただきたいと思います。企業局では、議案はございませんけれども、その他報告

事項といたしまして3件御説明をさせていただきます。

まず、平成23年度各事業の上半期の状況についてでございます。

基幹事業の電気事業につきましては、ことし前半の渇水の影響によりまして、供給電力量が伸び悩んでおりましたけれども、5月の末以降は雨が多くなりましたことから、次第に回復いたしまして、現在では、目標どおりの発電状況となっております。

また、工業用水道事業につきましても、順調に推移しております。

一方で、地域振興事業でございますゴルフ場でございますが、5月の下旬以降、ぐずついた雨の天気が続いております、それから台風の影響等によりまして、利用者数が目標を下回っております。指定管理者からの企業局に対する納付金でありますけれども、これは協定上は利用者の多寡にかかわらず定額でありますので、地域振興事業会計への直接の影響はございませんけれども、今後に向けまして、指定管理者とも協力しながら、利用促進を図ってきたいというふうに考えております。

このほか、11月に実施しました緑のダム造成事業実施記念植樹祭と、工業用水道施設で実施しました企業局施設見学ツアーについて御報告をさせていただきます。

それから、資料にはございませんけれども、延岡市の祝子ダムで建設しておりますマイクロ水力発電設備でありますけれども、順調に工事が進みまして、11月16日には水車発電機の据えつけも終わりました。12月中旬から試験を行いました後、来年1月末に工事が完了して、試験運転に入るといふ段取りとなっております。

私からは以上でございますが、詳細につきま

しては、担当課長及び経営企画監から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○吉田総務課長 それでは、私のほうから御報告申し上げます。

まず初めに、平成23年度各事業の上半期の状況についてでございます。

委員会資料の1ページを開いていただけますでしょうか。

まず、1番が「電気事業」についてでございます。

(1) 料金収入等についてでございますが、表の左側の供給電力量です。先ほど局長も申し上げましたように、ことし前半の記録的な渇水の影響によりまして、4月、5月の供給電力量は目標を大きく下回ったところではございますけれども、5月下旬以降は、一転して雨が多くなりまして、6月以降はいずれの月も目標を上回っております。上半期の実績といたしましては、表の一番下の計のところでございますが、目標の3億6,218万4,000キロワットアワーに対しまして、3億3,813万1,000キロワットアワーとなりまして、達成率は93.4%ということで、目標を若干下回る結果となっております。

次に、表の右側の料金収入でございますけれども、合計の欄を見ていただきますと、目標の23億3,229万8,000円に対しまして、実績は23億704万2,000円でございますので、達成率は98.9%となっております。

なお、10月、11月とも雨が多かったので、11月末時点での供給電力量の達成率は101.9%、料金収入は100.3%ということで、現時点では、ほぼ目標どおりの実績となっているところでございます。

また、参考といたしまして、下の方に過去3年間における上半期の実績について記載してお

ります。

2ページをお願いします。

(2) 予算執行状況でございます。

①の収益的収入の執行率でございますが、表の一番下の合計のところにありますように、52.7%となっております。

②の収益的支出でございます。執行率が31.4%と、ちょっと低い数字になっておりますが、これは表の下の方に記載しておりますように、営業費用のその他に含まれております減価償却費を、年度末の決算時に執行することなどによるものでございます。

資料の3ページをお願いします。

2番目の「工業用水道事業」でございます。

(1) 料金収入等でございますが、表の左側の給水量、9月までの実績につきましては、一番下に書いておりますが、目標の788万立米に対しまして、実績は896万立米ということで、達成率は113.7%と、目標を上回ったところでございます。これは、日向精錬所の使用水量の増加や、旭化成のハイポア工場のライン増設などによりまして、常時使用水量が増加したことによるものでございます。

次に、表の右側の料金収入でございますけれども、目標の1億5,657万3,000円に対しまして、1億6,330万7,000円ということで、達成率は104.3%と、これまた目標を上回っているところでございます。

なお、11月末時点での達成率につきましては、給水量が123%、料金収入が107.2%となっております。

4ページをお願いします。

(2) 予算の執行状況でございます。

①の収益的収入の執行率でございますが、合計の欄にありますように、49.0%となっております。

ます。

次に、②の収益的支出の執行率でございますが、合計の欄にありますように、これも26.7%と低いことになっておりますが、これも先ほど御説明いたしました電気事業と同様に、減価償却費を年度末の決算時に執行することなどによるものでございます。

資料の5ページをお願いします。

3つ目の事業であります「地域振興事業」についてでございます。

(1) 納付金収入等についてでございます。

表の左側の利用者数であります。9月までの実績は、目標の1万7,700人に対しまして、1万6,217人でございまして、達成率は91.6%ということで、先ほど局長も申し上げましたが、目標を下回っているところでございます。これは、5月以降、雨の日が多かったこと、また、7月と9月には台風の影響がございまして、コースが冠水しまして、閉鎖を余儀なくされたということ等もありまして、利用者が減少したためでございます。

次に、表の右側の納付金収入でございますが、指定管理者との協定に基づく納付金として、毎年度2,415万円が納付されることになっておりますが、これを12分割した額を毎月収納しているということでございます。

6ページをごらんください。

(2) 予算執行状況でございます。

①の収益的収入の執行率でございますが、合計の欄にありますように、44.7%となっております。

②の収益的支出の執行率でございます。これも合計の欄にありますように、16.5%と低い数字になっておりますが、これは電気事業、工業用水道事業と同様に、減価償却費を年度末の決

算時に執行することなどによるものでございます。

地域振興事業につきましては、利用者数を伸ばす必要がございますので、先ほど局長が申し上げましたとおり、指定管理者と連携した誘客対策を実施するなど、利用者増に向けて、今後、取り組みを行ってまいりたいと考えているところでございます。

平成23年度各事業の上半期の状況については以上でございます。

7ページをお願いします。

次に、緑のダム造成事業実施記念植樹祭についてでございます。

概要にありますように、企業局では、発電事業に関係するダム上流域の未植栽地等、木が埋まっていないところがありますけれども、そこを買収いたしまして、植林、育成を行います「緑のダム造成事業」を実施しております。その一環として、毎年、記念植樹祭を実施しているところでございます。

ことしも先月26日に、美郷町の南郷区上渡川の未植栽地を会場に開催したところでございますが、地元の美郷南学園の児童や保護者の方々、地元婦人会など、総勢103名の方々に参加いただいたところでございます。

下の写真は、そのときの様子でございます。

当日は、天候にも恵まれまして、来賓や児童代表による記念植樹の後、参加者全員で山桜を150本植樹させていただきましたほか、写真にもありますが、風車の模型や太陽光パネル等を使って新エネルギー事業の紹介なども行ったところでございます。

子供たちを初め、参加者の方々には、山林の果たす役割や木を育てる大切さを実感していただいたものと考えております。

今後も、この事業の実施によりまして、水源涵養機能の向上を図り、電力の安定供給、山林の荒廃防止、また地元の雇用の確保などに努めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

**○新穂経営企画監** 私からは、企業局施設見学ツアー（工業用水道施設等）について御報告いたします。

資料の8ページをごらんください。

企業局では、これまでも発電所の見学会を毎年行ってきているところですが、今年度から新たに工業用水道施設等の見学会を実施することとしました。

1の概要にありますように、東九州自動車道や細島港の整備などが進められており、細島工業団地に対する関心が大変高まっておりますことから、県北地域の工業振興の一翼を担っております工業用水道につきましても、地域の方々に、現場に来て見て体感することで、事業の仕組みや役割をよりよく理解していただこうと実施したものであります。

今回は、2から4にありますように、11月24日、北部管理事務所ほかで、日向市立東郷学園の4年生を対象に実施したところです。

5の内容であります。まず工業用水道の紹介ビデオを見た後に、浄水場や配水池などの施設見学を行い、最後に受水企業であります第一糖業株式会社の工場見学を行いました。

左の写真は、北部管理事務所ビデオを視聴している様子で、右の写真は、浄水場内にあります沈殿池の見学を行っている様子ですが、参加した子供たちは、熱心にメモをとったり数多くの質問をするなど非常に意欲的で、社会科学習としても大変有意義であったと考えております。

最後に、6のその他にありますように、今回、工業用水道の仕組みや役割についてわかりやすく説明したビデオ「工場の水はどこから来るの？～工業用水のお話～」を作成しました。

このビデオは、工業用水道施設の見学者向けに上映しますとともに、希望する小学校などに無償配付することとしております。

また、企業局ホームページでも公開して、自宅のパソコンからでも見られるようにしてありますので、委員の皆様にもごらんいただければと存じます。

私からの報告は以上でございます。

**○河野委員長** その他の報告事項に関する執行部の説明が終了いたしました。質疑はございませんか。

**○中野委員** 2ページ、4ページ、6ページのことについてですが、いわゆる一番末尾に、営業費用その他に含まれる減価償却費等の執行は、年度末に行うから記載されていないという説明でしたよね。よくわかりましたが、上半期でその状況はどうかという説明の書類だから、例えば1ページの料金は、上半期の目標が書いてあって、それに対して実績が書いてありますよね。この収益の(2)の予算執行のほうも、上半期の実績に対して執行率はどうなっているかという書き方にしたほうが、かえって上半期は計画に対してどんなふうになっているんだなというのがわかって、いいんじゃないかなと思うんですよね。こっちのほうだけは、予算額は年間でしょう、1年分。執行額はその上半期の分の計算なんですよね。そうしないと、果たして収益の面で、あるいは費用も含めて、計画どおり、まず上半期はどんなふうになっているかということ、100%に行っているのか行っていないのかということがわからないと思うんですよね。

この減価償却費は計上しないとか、例えば財務収益とか財務費用というところなんかの未収益とか、そういうものなんかも計上していないわけでしょう。だから、本来の決算であれば、全部網羅したものを上半期はどうだという書き方をする。また、欲を言えば、年間に対してはどのくらいの進捗率だったという書き方のほうに、大変決算処理としては面倒なことかもしれんけれども、そういう書き方をしないと意味がないですよ、2、4、6ページの書類は。

○吉田総務課長 執行額は9月の上半期の分を出しておりますので、予算を半分に割るというようなこともなかなかできませんので、こういう形しか出てこないと思うんですけれども。

○中野委員 上半期だけの予算というのは組んでいないんですか。

○吉田総務課長 はい。

○中野委員 今からは上半期ごと、第2四半期ごとの計画も立てて、収益上はどうだったという書き方を、いわゆる企業会計でやっているわけだから、何とかというあれですよ。普通の私企業からすれば、非常にあいまいな書き方になりますよ。そういうところまで求められていないかもしれんけれども、そうしないと、果たしてこれが努力をしたのかしていないのか、上半期の状態が収支上どうだったかということは全く読み取れない。であるならば、料金だけの収入云々とかであれば、左半分の1、3、5ページで事足りると思いますよ。

○濱砂企業局長 おっしゃる話は非常によくわかります。1、3、5ページのほうは、それぞれ明確な実績が出ますから、計図対比ではっきりした数字として出すことはできるんですが、今、総務課長のほうからありましたように、収入・支出のほうにつきましては、月ごとのあれ

がないということで、年間予算に対して、明確なはっきりしているのが年間予算でありますから、これに対して率がどうであるかと、半分以下であればどうかと、何が要因かと、半分超えていけば何が要因かということで、従来からこういう出し方でなされておるわけでありまして。それから、1、3、5ページのそれぞれの事業の収入の最たるもの、大半の収入につきましては、それぞれ料金収入という欄で明示しておりますので、これで骨格的な部分はわかっていただけるだろうということで、従来からこういう表にしておるんだと思うんですが、お話しの趣旨を含めまして、何かいい方法がないか、ちょっと我々も内部で検討させていただきたいと思えます。

○中野委員 私たちは2年連続同じ委員会に所属しないといかん立場にありますので、来年も言い出すかもしれませんので、検討はしてください。それは要望しておきます。

それと、ちょっとお聞きしたいんですが、1ページの電気料のこと、4月、5月は湯水でこんな数字、6月以降は雨が多かったから100%以上のということでしたが、かなり電気を生産したということですよ。御回答ができないかもしれませんが、九電は、今時点では玄海の4号機だけが動いて、川内の2号機を含めて稼働していませんよね。3・11のあの震災で、福島原発事故があつて、全国で原子力がどんどんとまっている状態で、夏場をどう乗り越えるか、この冬場もまたいろいろありますが、私は不思議でたまらんのは、串間にも原子力発電所をつくらないかんということで、賛否両論あつていろいろありましたが、結果的にできなかったので、鹿児島に3号機をつくる予定で、川内市なんかは賛成やらして、鹿児島県も賛成していた

のかな、何か進んで、あそこは150万キロワットという、全国に54原子力発電所がある中で、それよりも物すごく大きいんですよね、1つにしては。それをつくらんと電気が需要に間に合わないような話も聞いたんだけど、現実はある程度我々が努力せんでも、企業向けのがどのくらいダウンしたのかわかりませんが、さして電力不足が云々ということにはなりませんでしたね。ここで水力発電所、九電の持っているものも、雨量が多かったんだから、かなり100数十%いったと思うんだけど、そういうことでうまくいったのか。それとも、荅北町には大きな火力発電所がありますよね、あれは石炭か何か、そういうことで、そっちのほうやいろいろあると思うんだけど、小林市に木質ペレットのあの工場が、県の森林組合連合会なんかも共同で、その原料は火力発電所に向けるもの、ところが、ほとんど生産してなくて、今物すごく需要があって出しているかと思えば、していないんですよ。そういう中で、私は、電力というものが、150万キロワットもの原子力発電所をつくらないかと言ってたのが、どうも電力行政含めて、九電のその動きが不可思議でならんとですよ。何かそういうことで、なぜ夏場、あんなふうになんか何もなくて済んだのかどうかというのを、九電等にいろいろされている、また、ここでは6月以降、100数十%の電力を、要請もあってどんどん稼働したのかどうかかわかりませんが、その辺の動きというのは、局長かだれかわかりませんか。

**○濱砂企業局長** 原発はそもそも全国で54基動いていましたけれども、あれは2030年まででしたか、政府がさらに何十基かふやすということで、現在、今、全国で大体3割ぐらい原発がカバーしているのを5割ぐらいまで持っていくと

いう方針が去年まであったわけですよ。その流れにのっとりまして、九電も159万キロワットでしたか、先生おっしゃるように、日本一ぐらいの規模のやつをつくる計画がありました。しかし、その後、ああいう原発事故がございまして、その後、方針が変わりましてやってきたんですが、この夏は、九州全体で九電が約2,000万キロワット近い能力があって、実際の需要が1,700万キロワットということで、大丈夫だろうということだったんですが、その原発がストップして動きませんので、ぎりぎりの状態ではあったんですけども、この辺の数字も果たして、例えば企業から自家発電分を買い取るとか、休止していた火力発電所を再開させるとか、ほかの電力会社から移入するとか、いろんな手を尽くして九電は電力をかき集めて、しかも消費者には節電を要請してということで乗り切ったということなんですけれども、そういう中で、私ども水力発電に対しても、できるだけ発電してくれという要請がございました。そういうことで受けてきたところでございます。この冬につきましては、原発が12月25日からですか、全6基中すべてとまりますので、これで全部で500数十万キロワットの能力がありますから、ことしの冬の見込みがトータルでピークが1,500万キロワットぐらいの消費といたしますので、その大体3分の1ぐらいがストップするわけですね。その数字だけ見ると非常に厳しい状況なんですけども、果たして実際は、潜在の供給能力とかを含めた場合にどうなのかというのは、なかなかこれは読めないですよ。非常に難しいところがあるんですが、しかし、そういう中で、九電も努力するし、私どもも最大限協力したいと思っておりますが、一番1月のピーク時には、マイナス2.2%でしたか、ちょっと不足するというのも想

定されて、12月26日から2月3日でしたが、一番厳しい時期については、前年実績の5%以上の節電をしてくださいという要請が九電から来ておりますけれども、そういうことを含めながら、トータルで危機的な状況に陥らないように頑張っていくということしかないのかなと、今のところは、そういうふうに考えております。

○中野委員 水力発電所のシェアというのは、ほんのわずかだとは思いますが、これから12月から3月までは、九州は極端に雨量が少ないですよ。そういう中で、冬場の電気需要というものは、ある程度またふえるから、消費についていろいろ、県もまた協力するとか何とかと言われましたが、大変なことになるということは想定されないんですかね。

○濱砂企業局長 そこ辺の実態がどうも、今、PPSとか、いろんなほかの電気事業者もありますし、大規模な工場なんかで自家発電する分を余剰分買い取るとか、いろんな手を尽くしてやっておりますので、例えば東京電力が、福島原発がストップしてああいう厳しい状態ですが、ことしの冬は若干余裕がありますよということも言われていますし、なかなか実態のところはわかりにくい部分があると思っています。ただ、今わかっている、表に出ている話からしますと、九電と特に関西電力ですが、関電と九電、これは全国の10の電力会社の中でも非常に厳しいことが言われていますので、政府からも電力会社からも、そういうことで特に節電要請が来ますので、それは、今の状態、現時点では、我々は真摯に受けとめて、それなりのできる協力をしていかないかというふうに思っておるところです。

○井上委員 緑のダム造成事業、これはすごくいい事業だと思うんですよ。これはぜひ広げ

ていって、これからも頑張っていただきたいと思うんですが、例えばこれは美郷であった場合、日向地域の小学校とかに声をかけるとか、そういうことはないんですかね。

○吉田総務課長 日向地区ということじゃなくて、会場の下流地域ということで、これは小丸川になりますので、高鍋町とかにはちょっとお声をかけたんですが、なかなか学校なんかいろいろ行事が入ってしまっていて、今回は美郷町の南学園、こちらの生徒さんになったということでございます。

○井上委員 もしあれでしたら、またそういうふうにして努力していただいて、声をかけてあげていただきたいと思います。それと企業局の施設見学ツアー、これもぜひ、こういうのはおもしろいと思うんですよ、しっかりと宣伝していったらいいと思うんですが、せっかくなつくられたDVDの無償配付について、希望する小学校というのはどのくらいあったんでしょうか。それとも、まだ今からなんでしょう。

○新穂経営企画監 DVDの配付については、まだこれからということ。教育委員会を通して声かけをしようというふうに考えております。

○井上委員 ぜひ見せてあげていただきたいと思います。それと、企業局の施設というか、この企業局そのものに子供たちが来るとかいうことは余りないんですかね。

○新穂経営企画監 企業局というのは、宮崎の企業局ビルのことですね。過去には、科学技術館と一緒にそういうイベントを行って、見せたりということもしていますけれども、定期的に、8階の総合制御室がありますけれども、そちらを見せているとか、そういうイベントは定期的にはやっておりません。

○井上委員 もしよければ、小学生の、あれを見るだけでも随分違うし、そこでお話を聞くと、また、それこそ水はどこから、工業用水はどこから来るのか、企業局というところは何をしているのかということやらを理解していただけるので、教育委員会との話し合いも大変でしょうけれども、ぜひ今後、自然エネルギーと同時に、そういう話を小学校にもわかるように、ぜひ何か計画していただけるといいかなと、これは要望しておきたいと思います。

○横田委員 ちょっと地域振興事業で確認をさせていただきたいんですけど、収益的支出の人員費が半分ぐらいしか執行されてないと思いますけど、雨が多くて利用できない期間が長かったから減ったということですかね。と同時に日給制になったということですか。

○新穂経営企画監 地域振興事業の人員費につきましては、予算と実績の比較ということで、予算の場合は、局の全職員の平均で組むものですから、実際は地域振興事業会計に個人を張りつけますので、その張りつけた人間が、たまたま企業局の平均の給料に比べて安い人が張りついたりすると、そこに差が出てくるということでありまして、今おっしゃったように、利用者数の実績で変動するというような内容ではないということです。

○持原副局長 指定管理でやっておりますので、ここに上がっている人員費というのは、我々職員分ということで、0.1人の、ほとんどが指定管理ということで、利用料のほうで、財団のほうで賄っております。ここに上げておりますのは、我々職員の0.1人分ということで上げさせていただいておりますので、約半年過ぎまして半分という感じで上げさせていただいているところでございます。

○横田委員 指定管理でやっている人たちの人員費がここに出ているわけじゃないということですね。わかりました。

○有岡委員 緑のダム造成事業というのが平成18年から平成78年度、60年間ということで伺っているんですが、今、約5年経過して、ことしは6年目かと思うんですが、こういった植栽とかした場合の管理というのは、現在どんなふうになっているんでしょうか。

○吉田総務課長 今現在、約215ヘクタール購入しまして、そこに植林しております。管理につきましては、その地域の森林組合にお願いいたしまして、まず植林から下刈り、そういうものを委託しているという状況でございます。

○有岡委員 例えば、ことしは山桜150本を植えられたということで、この子供たちが中学なり高校に進まれるとき、4～5年後になるでしょうか、そのとき、この桜の前にまた集まってくるのか、何か次の工夫をされると、この事業が地域に定着するんじゃないかと思うんですが、またそういう企画もいろいろ考えていただけるとありがたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○河野委員長 その他、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、以上をもって企業局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時32分休憩

---

午後2時46分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

採決についてであります。申し合わせにより、委員会審査の最終日に行うことになってお

りますので、あす8日に採決を行うこととし、再開時間を1時半としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 以上をもちまして本日の委員会を終わります。お疲れさまでした。

午後2時46分散会

平成23年12月8日（木曜日）

---

午後1時29分再開

---

出席委員（7人）

委員	長	河野哲也
副委員	長	後藤哲朗
委員		中野一則
委員		横田照夫
委員		外山衛
委員		井上紀代子
委員		有岡浩一

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

---

事務局職員出席者

議事課主査	本田成延
政策調査課主査	藤村正

---

○河野委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第14号、第30号及び第36号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、第14号、第30号及び第36号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、請願の取り扱いでございます。

まず、請願第11号「小・中・高の30人以下学級等の実現、義務教育費国庫負担制度の拡充・復元、学校給食費の無償化について、国に意見書の提出を求める請願」の取り扱いはいかがいたしましょうか。

暫時休憩いたします。

午後1時30分休憩

---

午後1時30分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

請願第11号につきましては、採決との意見がございますので、お諮りいたします。

この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、請願第11号の賛否をお諮りいたします。

請願第11号について、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○河野委員長 暫時休憩します。

午後1時31分休憩

---

午後1時31分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

挙手なし。よって、請願第11号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第12号「教職員の増員、障害児教育の充実、学級編制基準・学級編制基準日改善、高校の納付金の軽減、災害・事故被害児への援助、安全・安心の学校を求める請願」の取り扱いはいかがいたしましょうか。

暫時休憩いたします。

午後1時31分休憩

---

午後 1 時32分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

請願第12号については、採決との意見がございますので、お諮りいたします。

この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、請願第12号の賛否をお諮りいたします。

請願第12号について、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○河野委員長 挙手なし。よって、請願第12号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第13号「全国一斉学力調査の廃止と教員免許更新制度の廃止について、国に意見書を求める請願」の取り扱いはいかがいたしましょうか。

暫時休憩いたします。

午後 1 時33分休憩

---

午後 1 時34分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

請願第13号については、採決との意見がございますので、お諮りいたします。

この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、請願第13号の賛否をお諮りいたします。

請願第13号について、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○河野委員長 挙手なし。よって、請願第13号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、引き続き閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後 1 時35分休憩

---

午後 1 時35分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の常任委員会についてであります。

来年の1月26日に予定されていますので、よろしく願いいたします。

そのほか何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 以上で委員会を終了いたします。委員の皆様、お疲れさまでした。

午後 1 時36分閉会